

中央区男女共同参画行動計画 2018（仮称）

中間のまとめ

目 次

I	計画の基本的な考え方	1
1	計画策定の目的	3
2	計画策定の背景	3
3	計画の位置付け	6
4	計画の期間	6
5	基本理念と目指す方向	7
6	基本目標	7
7	計画の体系	8
II	基本目標と取り組むべき課題	11
	基本目標1 女性の活躍の推進〔中央区女性活躍推進計画〕	13
1-1	働く場における女性の活躍推進	14
1-2	女性の就労支援	17
1-3	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた支援	22
1-4	子育てや介護に対する支援の充実	26
1-5	生活の場への男性の参画促進	30
	基本目標2 男女平等を阻む暴力の根絶〔中央区配偶者暴力対策基本計画〕	33
2-1	セクシュアル・ハラスメントなどの防止	34
2-2	配偶者等からの暴力の防止	36
2-3	配偶者等からの暴力被害者の支援	39
	基本目標3 人権が尊重され、多様な生き方を認め合う社会の形成	42
3-1	男女平等の意識づくり	43
3-2	子どもの個性や能力を育む学校教育の充実	46
3-3	男女の生涯にわたる健康支援	49
3-4	ひとり親家庭や単身世帯などへの支援	53
	基本目標4 さまざまな場への男女共同参画の促進	57
4-1	政策・方針決定過程における女性の参画促進	58
4-2	地域活動における男女共同参画の促進	62
4-3	男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の推進	65

基本目標5 男女共同参画の実現に向けた人材育成と拠点施設の活用 69

5-1 地域の活動で中心的な役割を果たす女性の人材、
グループ・団体の育成 70

5-2 女性センター「ブーケ21」のさらなる活用と近隣施設との連携 74

Ⅲ 計画の推進に向けて 77

1 計画推進体制の充実 79

2 区民、NPO などや事業所との協働による計画の推進 80

3 区職員に対する男女共同参画の理解徹底 81

4 国、東京都との連携 81

I 計画の基本的な考え方

I 計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的

本区では、男女共同参画社会の実現に向け、平成 25（2013）年 3 月に「中央区男女共同参画行動計画 2013」を策定し、男女共同参画推進に取り組んできました。

行動計画策定から 5 年が経ち、社会情勢の変化などにより生じた新たな課題への取組が求められています。本区における男女共同参画を取り巻く現状や課題を踏まえ、社会環境の変化に的確に対応し、今後 5 年間の基本的方向性を示すとともに、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「中央区男女共同参画行動計画 2018」（本計画）を策定しました。

2 計画策定の背景

（1）国の動き

国は、平成 11（1999）年、少子高齢化や国内経済の成熟化など、社会経済情勢の急速な変化に対応する上で、男女共同参画社会の実現は緊要な課題であり、日本の社会を決定する最重要課題と位置付け、「男女共同参画社会基本法」を制定しました。

「男女共同参画社会基本法」の制定から 15 年が経過した平成 27（2015）年には、「第 4 次男女共同参画基本計画」（第 4 次基本計画）を策定しました。第 4 次基本計画は、「あらゆる分野における女性の活躍」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「推進体制の整備・強化」を改めて強調すべき点とし、実効性のあるアクションプランとするため、具体的な数値目標や期限を掲げています。

法律の制定・改正状況をみると、平成 25（2013）年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV 防止法）が改正され、法律婚または事実婚の配偶者（婚姻関係を解消した場合の元配偶者も含む。）に加え、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力およびその被害者についても、法の適用対象となりました。

平成 26（2014）年には、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」が制定され、私的に撮影された性的な画像などを、撮影対象者の同意なくインターネットなどに公表する行為を規制しています。

平成 27（2015）年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が 10 年間の時限立法として制定され、平成 28（2016）年 4 月に全面施行されました。この法律は、国・地方公共団体および従業員数が 301 人以上の民間事業主に女性の活躍に関する状況の把握

や課題の分析、情報公表、事業主行動計画の策定を義務付けています（従業員数が300人以下の民間事業主は、努力義務）。

平成28（2016）年には、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）が改正され、事業主に対し妊娠・出産、育児休業、介護休業などを理由とする上司や同僚からの嫌がらせの防止措置を講ずることを義務付けました。同年には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）も改正され、介護休業の分割取得や介護休暇・子の看護休暇の取得単位の柔軟化、育児休業などの対象となる子の範囲の拡大が図られました。また、事業主に対し妊娠・出産、育児休業、介護休業などを理由とする上司や同僚からの嫌がらせの防止措置を講ずることを義務付けました。

さらに、平成12（2000）年に施行された「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）は改正が重ねられ、平成28（2016）年には、被害者から拒まれているにもかかわらず、SNSのメッセージ送信、ブログの個人のページにコメントを送ることなどが新たな規制対象となりました。

（2）東京都の動き

東京都は、平成12（2000）年に制定した「東京都男女平等参画基本条例」に基づく行動計画として平成14（2002）年に「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン 2002」を策定しました。平成18（2006）年にはDV防止法に基づく行動計画として「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定し、これまで両計画の改定を重ねてきました。

平成28（2016）年には全国の自治体で初めて「東京都女性活躍推進白書」を策定し、白書では、女性の活躍を確かにするために取り組むべき3つの課題と東京都に変革をもたらすための取組の方向性をまとめています。

平成29（2017）年には、男女共同参画社会基本法に基づく都道府県男女共同参画計画および東京都男女平等参画基本条例に基づく行動計画として「東京都男女平等参画推進総合計画」を策定しました。

この計画は、女性活躍推進法に基づく「東京都女性活躍推進計画」と、DV防止法に基づく「東京都配偶者暴力対策基本計画」の2つの計画で構成され、平成29（2017）年度から平成33（2021）年度までの5カ年を計画期間としています。

この計画において、「東京都女性活躍推進計画」では「働く場における女性の活躍」、「女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現」、「多様な人々の安心な暮らしに向けた支援」という3領域、「東京都配偶者暴力対策基本計

画」では「配偶者暴力対策」、「男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策」という2領域が設けられています。

また、この計画における重点課題として、「働く場における女性に対する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の促進」、「働き方の見直しや、男性の家庭生活への参画促進等を通じたライフ・ワーク・バランスの実現」、「地域社会とのかかわりを通じた働く場にとどまらない活動機会の拡大」、「男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた多様な主体による取組」を掲げています。

（3）本区の動き

本区では、平成5（1993）年に、男女共同参画社会の推進に向けた活動拠点として女性センター「ブーケ 21」を開設し、女性団体の育成や活動を支援するとともに、女性団体などと連携しながら男女共同参画社会の実現に向けて取り組んできました。

平成 13（2001）年に「中央区男女共同参画行動計画」を策定するとともに、平成 15（2003）年には公募区民や学識経験者などで構成する「中央区男女共同参画推進委員会」を設置し、計画に基づく施策や事業の取組状況などについて意見や助言を受けています。

その後、社会環境や区政を取り巻く状況の変化に対応するとともに、国や東京都の計画との整合性を踏まえた計画とするため、平成 20（2008）年、平成 25（2013）年に同委員会へ諮問し、答申を踏まえて改定してきました。

これまで、平成 25（2013）年に改定した現行計画である「中央区男女共同参画行動計画 2013」に基づき、さまざまな施策を展開してきました。

近年、本区では定住人口が平成 10（1998）年以降増加に転じ、平成 29（2017）年1月13日には15万人を突破し、一時は500人台だった年間出生数も2,000人を超え、本区は一層活気にあふれたまちとなりました。

このような状況を踏まえ、今後、区が活力を維持し続け、成長していくためには、地域社会をはじめとしたあらゆる場面で性別を問わず全ての区民が活躍し、能力を存分に発揮することにより、自己実現を図ることができる社会の構築が不可欠になっています。

3 計画の位置付け

(1) 男女共同参画社会の実現に向けた本区の実施を示す総合的指針です。

☆本区の特性を踏まえ、男女共同参画社会に向けた施策の基本方針と進捗を管理する事業を示します。

☆行政だけでなく、区民や事業者との協働のもとに進めていく計画とします。

☆社会経済情勢の変化に伴い適宜見直しを行い、改善を図ります。

(2) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく計画です。

(3) 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく計画を包含します。

(4) 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「区市町村推進計画」を包含します。

4 計画の期間

平成 30（2018）年度から平成 34（2022）年度までの5カ年とします。

5 基本理念と目指す方向

本計画の基本理念と、目指す方向を次のとおり設定します。

計画の基本理念

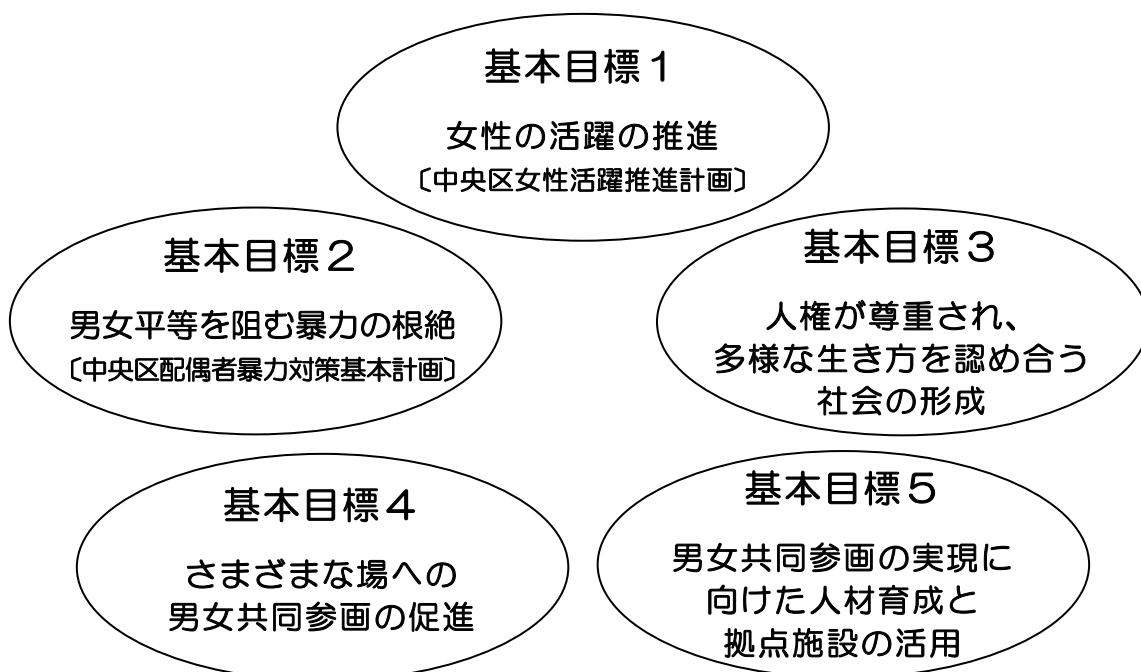
**男女一人一人の人権と個性が尊重され、
皆が能力を発揮し、活躍できる地域社会の実現**

目指す方向

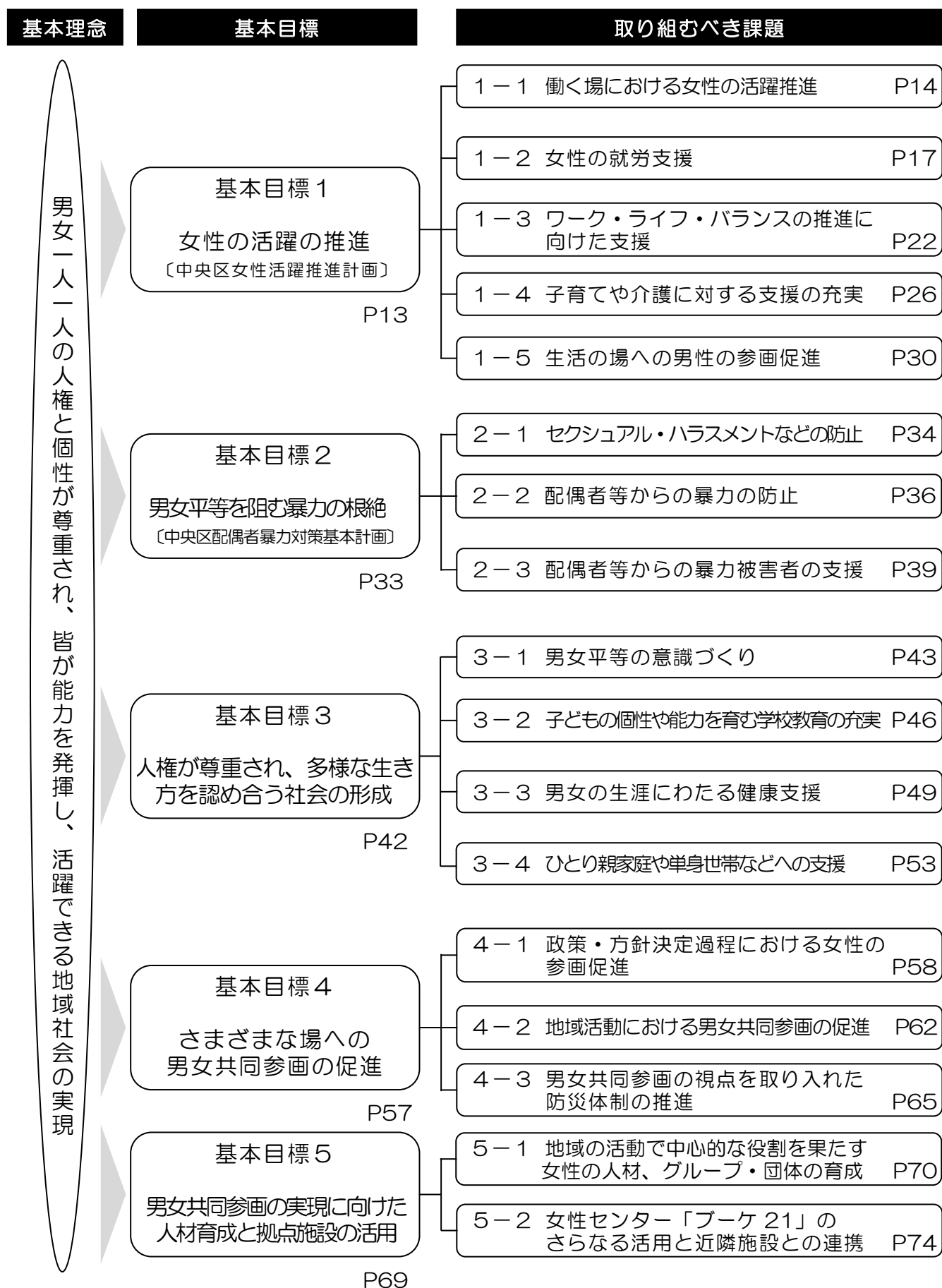
- 全ての区民が性別にとらわれることなく、自分の意思で生き方を選択し、働く場でも活躍できる社会を目指します。
- 男女平等を阻む、あらゆる暴力の根絶を目指します。
- 全ての区民の人権と個性が尊重される社会を目指します。
- 男女が共にさまざまな場面で、いきいきと参画できる社会を目指します。
- 男女共同参画を推進するための人材を育成するなど体制を整備します。

6 基本目標

本計画では、基本理念と目指す方向を実現していくため、次に示す5つの基本目標を設定します。



7 計画の体系



施策	
	1-1-(1) 女性の活躍推進に向けた意識啓発 1-1-(2) 女性の活躍推進に向けた取組の支援
	1-2-(1) 女性の就労継続に向けた支援 1-2-(2) 子育て・介護などで仕事を中断した女性の再就職支援 1-2-(3) 女性の能力発揮に向けた支援
	1-3-(1) ワーク・ライフ・バランスに対する普及・啓発 1-3-(2) ワーク・ライフ・バランス推進に向けた事業所への支援
	1-4-(1) 子育てをしている人への支援 1-4-(2) 家族の介護をしている人への支援
	1-5-(1) 男性の家事・育児・介護への参画に向けた普及・啓発 1-5-(2) 男性の家事・育児・介護への参画促進
	2-1-(1) セクシュアル・ハラスメントなどの防止に関する意識啓発 2-1-(2) セクシュアル・ハラスメントなどの被害者の支援
	2-2-(1) 配偶者等や交際相手からの暴力の防止に関する意識啓発 2-2-(2) 被害者の早期発見に向けた取組の推進
	2-3-(1) 相談機能の充実 2-3-(2) 連携体制の強化 2-3-(3) 被害者の保護と自立支援
	3-1-(1) 男女共同参画の意識啓発 3-1-(2) 男女共同参画に関する情報提供
	3-2-(1) 学校における男女平等教育の推進 3-2-(2) 人権の尊重や社会・文化の多様性への理解を深める教育の推進
	3-3-(1) 生涯にわたる女性・男性の健康支援 3-3-(2) 妊娠・出産期における女性と子どもの健康支援 3-3-(3) 子どもの相談体制の整備
	3-4-(1) 家庭の状況に応じたきめ細かい生活支援 3-4-(2) 経済的自立に向けた就労支援
	4-1-(1) 審議会など委員への女性の参画拡大 4-1-(2) 区民の意見反映の機会の充実 4-1-(3) 管理監督職への女性の登用と女性活躍の推進
	4-2-(1) 地域活動の場の提供と活動支援 4-2-(2) 地域活動のきっかけづくり
	4-3-(1) 防災対策における女性の参画拡大 4-3-(2) 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策
	5-1-(1) 地域活動における女性リーダーの育成 5-1-(2) 女性センター「ブーケ 21」利用団体に対する支援
	5-2-(1) 男女ともに利用される女性センター「ブーケ 21」 5-2-(2) 近隣施設との連携

Ⅱ 基本目標と取り組むべき課題

Ⅱ 基本目標と取り組むべき課題

本計画では、計画の基本理念と5つの基本目標に基づいて、取り組むべき課題を設定し、これに沿って具体的な施策・事業を実施していきます。

基本目標 1 女性の活躍の推進 〔中央区女性活躍推進計画〕

女性活躍推進法では、自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが重要であるとしています。

しかし、働く場においては、長時間労働や転勤が当然とされている男性中心型の労働慣行などが依然として根付いており、仕事と子育て・介護を両立して働きたい女性が思うように活躍できない背景となっています。また、生活の場においても、男性の家事・育児・介護への参画が必ずしも十分ではないなどの理由により、女性の負担が多くなる傾向が見られます。

このような状況の中、女性が仕事と子育て・介護の選択を迫られることなく、自らの意思に基づき、能力を十分に発揮し活躍するためには、誰もが仕事と生活を両立することにより、暮らしやすい社会を実現していくことが求められています。

そのため、「働く場における女性の活躍推進」、「女性の就労支援」、「ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた支援」、「子育てや介護に対する支援の充実」、「生活の場への男性の参画促進」に取り組むべき課題としました。

「女性が働くことに対する考え」の変化

(%)

	件数	女性は働かない方がよい	結婚するまでは、働く方がよい	子どもができるまでは、働く方がよい	子どもの有無にかかわらず、働く方がよい	子どもができれば働くことをやめ、子どもが成長したら再び働く方がよい	その他	わからない	無回答
平成28年調査	N=724	0.4	2.2	3.5	44.2	25.6	11.9	6.8	5.5
平成24年調査	N=739	0.8	3.8	6.9	39.8	28.4	11.6	6.2	2.4

資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年、平成24年）

1-1 働く場における女性の活躍推進

■現状

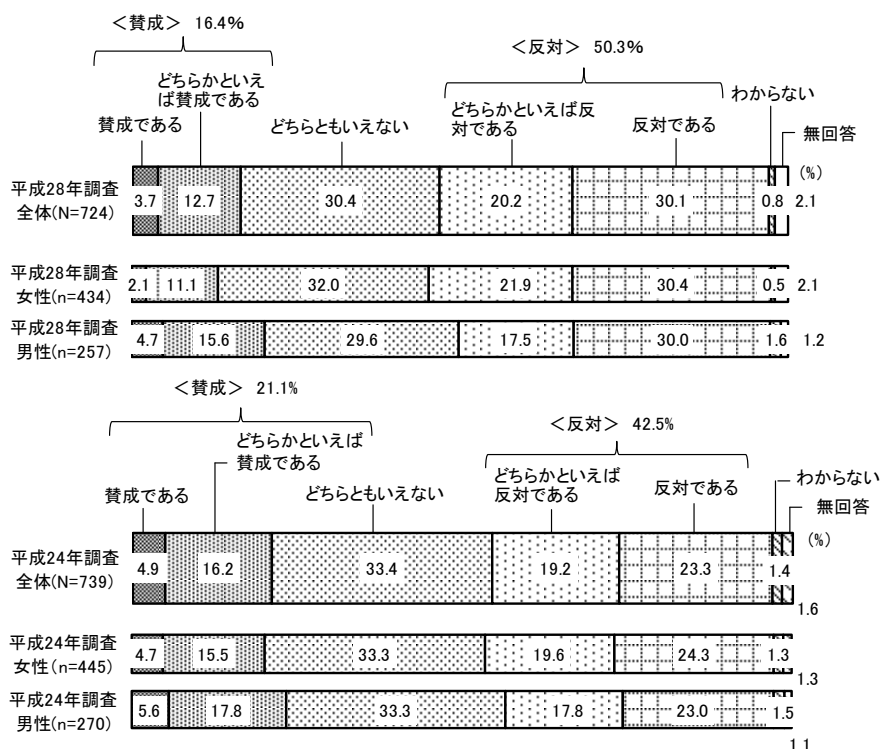
「男性は仕事、女性は家庭」など性別によって役割を固定する考え方を「固定的性別役割分担意識」といいます。女性の活躍を阻害している要因には、こうした固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・差別などがあると考えられています。

本区では、「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（区アンケート）を実施し、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方をどう思うか尋ねています。平成28年調査では反対する意見が50%を超え、平成24年調査の42.5%よりも増加しました（図表1）。固定的な性別役割分担意識は時代とともに変わりつつあるものの、いまだ解消されていません。

また、働く場における男女間格差や男性中心型の労働慣行は、個性と能力を十分に発揮して働きたい女性思うように活躍できない背景の一つとなっています。

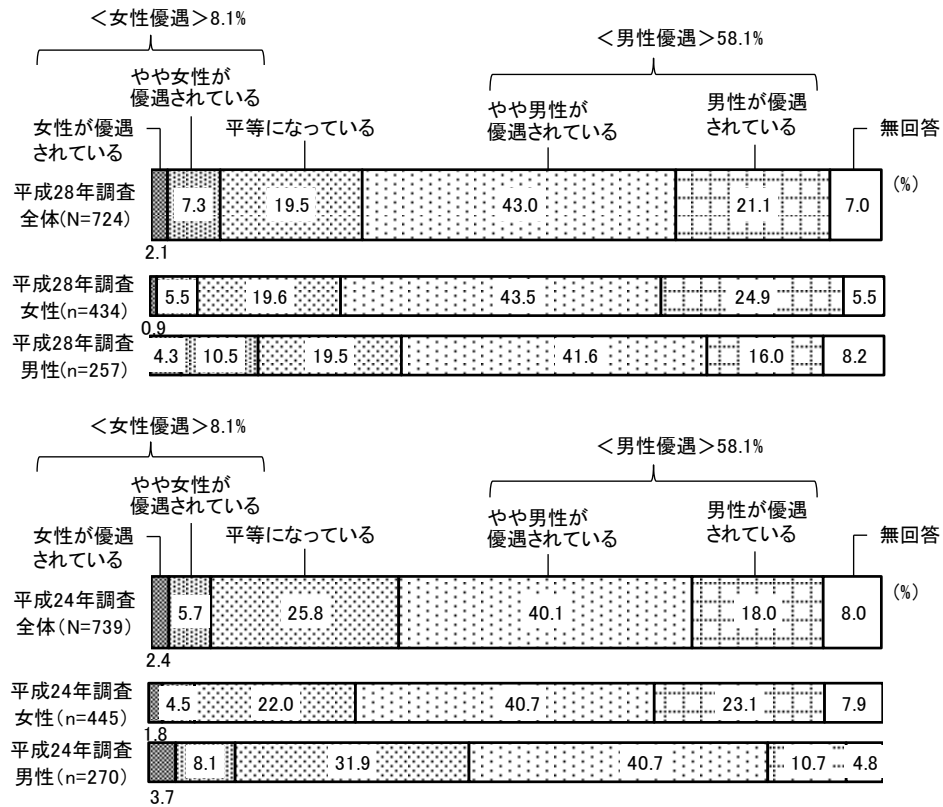
区アンケートによれば、「各分野における男女の地位の平等感」の項目のうち、職場における男女の地位の平等感は、＜男性優遇＞と感じている人が、平成28年調査では64.1%で、平成24年調査より割合が増えており、働く場においては、いまだ男性優位の状況があるといえます（図表2）。

図表1 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」との考え方について
（全体、性別）



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年、平成24年）

図表2 職場における男女の地位の平等感（全体、性別）



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年、平成24年）

■取り組むべき課題

働く場において女性が活躍しやすい環境づくりを進めるためには、固定的な性別役割分担意識を解消していく必要があります。また、男女の均等な機会および待遇の確保を実現することは、すべての働く人々にとって重要であることから、職場における男女間格差を是正する必要があります。

さらに、画一的な働き方の仕組みを見直し、子育てや介護への対応など一人一人の事情に応じた職業生活を送ることができるようにしていくことが求められます。

■施策の方向

固定的な性別役割分担意識を解消し女性の活躍を推進するため、区民や事業所などに対して女性の活躍推進に向けた意識啓発を図ります。また、関係機関と連携し、職場における男女間格差の是正や働き方の仕組みの見直しなど、誰もが働きやすい職場づくりに役立つ情報の提供を行い、女性の活躍推進に向けた取組を支援します。

■施策

1-1-1 女性の活躍推進に向けた意識啓発		
区民や事業所などに対し、女性の活躍推進に向けた意識啓発を図ります。	進捗管理事業	所管課
	女性の活躍推進に関する男女共同参画講座の開催	総務課
	女性の活躍推進に関するセミナーなどの開催	総務課
	啓発パンフレットなどの配布	総務課
1-1-2 女性の活躍推進に向けた取組の支援		
関係機関と連携し、女性の活躍推進に向けた取組を支援します。	進捗管理事業	所管課
	働きやすい職場づくりに向けたセミナーなどの開催	総務課
	ワーク・ライフ・バランスセミナーなどの開催	総務課
	女性活躍推進協議会の運営	総務課

1-2 女性の就労支援

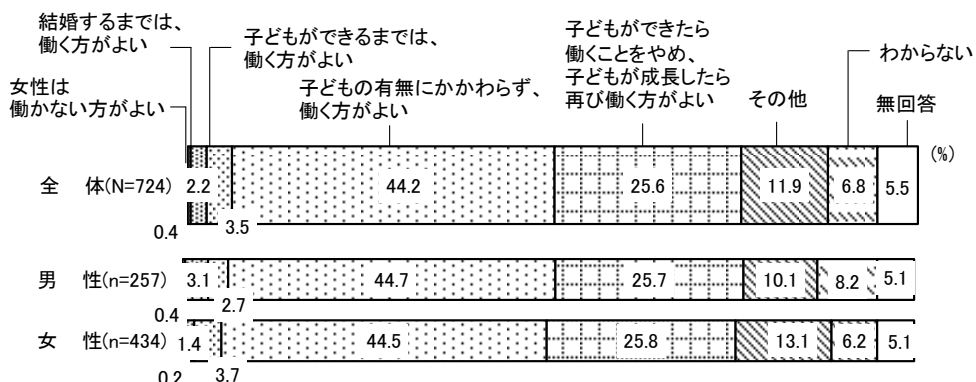
■現状

女性の活躍推進は、誰もが活躍できる社会の実現につながります。そのため、働きたい人がその能力を十分に発揮できる機会を確保することが重要です。

区アンケートによれば、女性が働くことに対する考えは、「子どもの有無にかかわらず、働く方がよい」が4割を超え最も多くなっています（図表1）。しかし、女性の社会参加が進む現在においても結婚や出産などで仕事を中断し、子育てが一段落してから再び働くことが多いことから、女性の年齢階級別労働力率はM字型カーブを描いています。本区においても女性の年齢階級別労働力率はM字型を描いていますが、平成22年から平成27年の変化をみると、20歳代後半から50歳代後半の労働力率は上昇し、働き続ける女性が増えていることがわかります（図表2）。平成27年度学校基本調査によれば、都内の大学を卒業した人のうち、非正規雇用就いた人をみると、女性は男性と比べて2倍となっています（図表3）。

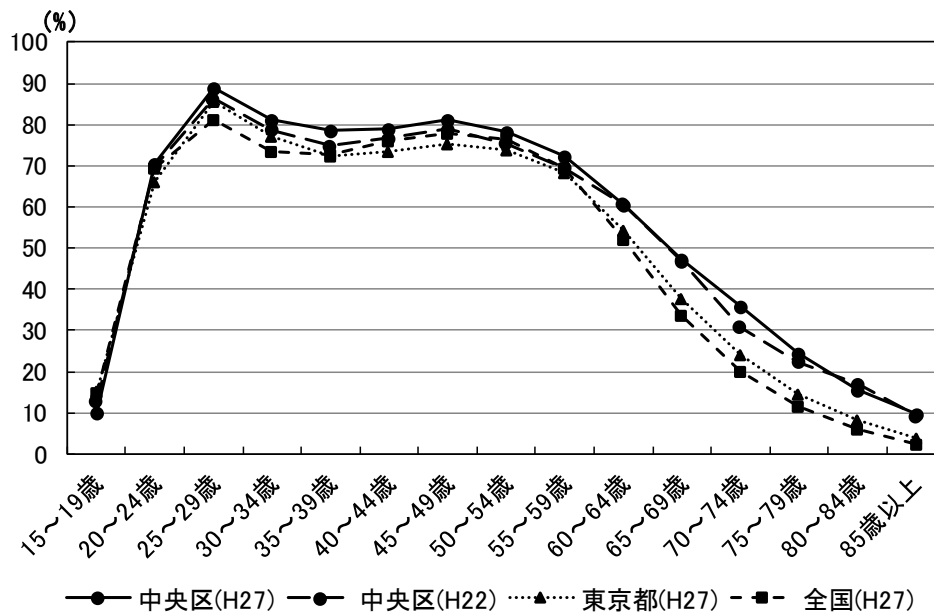
また、区アンケートで、現在働いていない人に今後の就労意向を尋ねたところ、女性は3割以上が「働きたい」と回答しており、20歳代、30歳代、40歳代の就労意向が高くなっています（図表4）。さらに、再就職や起業にチャレンジする際に必要だと思うことについては、「再就職や起業を目指す人に対する子育て支援、保育サービス等の充実」が最も多く、次いで「個別の状況に応じた柔軟な勤務形態（在宅勤務や短時間勤務など）の導入」、「再就職希望者への情報提供」が多くなっています（図表5）。

図表1 女性が働くことに対する考え（全体、性別）



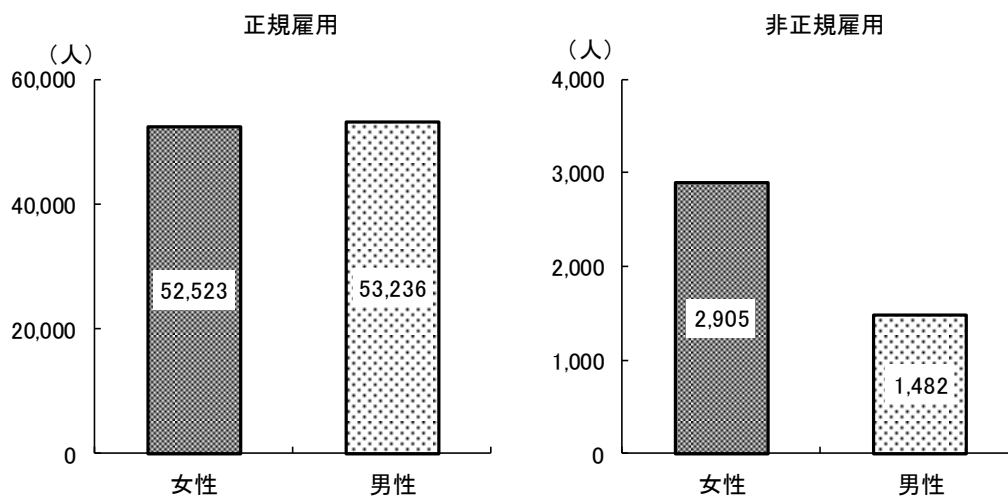
資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年）

図表2 女性の年齢階級別労働力率（中央区、東京都、全国）



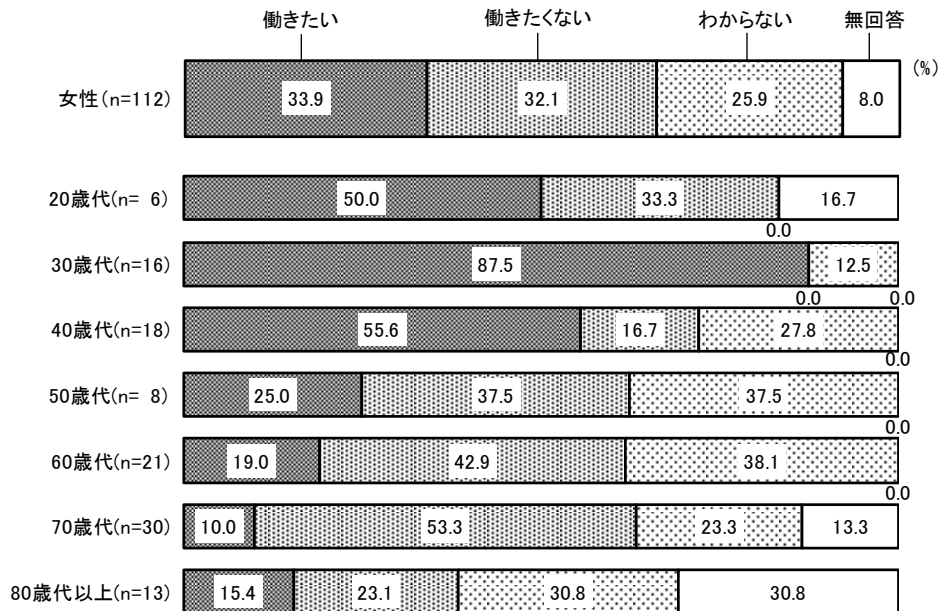
資料：国勢調査（平成27年、平成22年）

図表3 都内大学卒業者の正規・非正規雇用（平成27年3月卒）



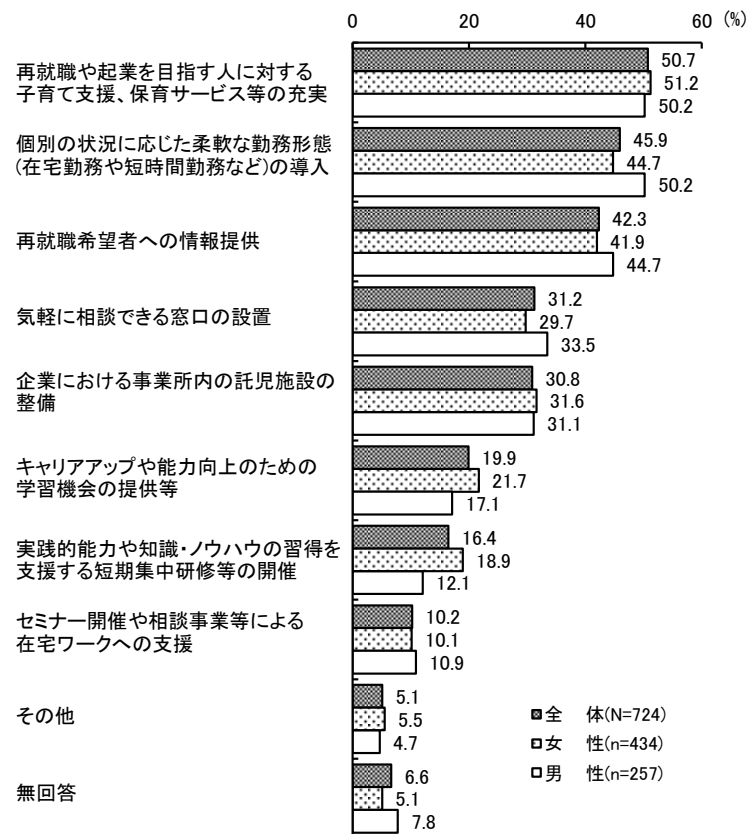
資料：「平成27年度学校基本調査」（文部科学省）

図表4 就労の意向（現在働いていない人、女性、年代別）



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年）

図表5 再就職や起業にチャレンジする際に必要だと思うこと（全体、性別：複数回答）



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年）

■取り組むべき課題

結婚、出産・育児、介護など、人生のさまざまな出来事や転機（ライフイベント）において、仕事を辞めざるを得ない女性が少なくありません。こうしたことから、就労の継続や再就職を希望する女性が、自らの意思で多様な選択、チャレンジができるよう、キャリア形成や再就職を支援することが求められます。また、事業者に対して女性が活躍できる機会の拡充を働きかけていく必要があります。特に就労意向の高い20歳代（若年層）から40歳代の女性に向けた就労を支援する講座などを一層充実させることが大切です。

■施策の方向

女性の就労継続に向けて、誰もが働きやすい職場づくりに役立つ情報を提供するとともに、ハラスメント行為の防止に向け、意識啓発に努めます。また、子育てや介護などで仕事を中断した女性の再就職に向けた支援を行います。さらに、女性が能力を発揮し、職業生活で活躍することを支援します。

■ 施策

1-2-(1) 女性の就労継続に向けた支援		
子育て・介護をしながら働く人への配慮など、誰もが働きやすい職場づくりに役立つ情報を提供します。	進捗管理事業	所管課
	働きやすい職場づくりに向けたセミナーなどの開催（再掲）	総務課
	ハラスメント行為の防止に向けたセミナーなどの開催	総務課
1-2-(2) 子育て・介護などで仕事を中断した女性の再就職支援		
女性の再就職に向けた相談、学習機会などの充実を図ります。	進捗管理事業	所管課
	就労支援講座の充実	総務課
	就労相談会の充実	総務課
	職業相談・就職ミニ面接会の実施	商工観光課
	若年者・中小企業マッチング支援事業の実施	商工観光課
1-2-(3) 女性の能力発揮に向けた支援		
女性が能力を発揮し、職業生活で活躍することを支援します。また、事業者に対して女性が活躍できる機会の拡充を働き掛けます。	進捗管理事業	所管課
	女性の活躍推進に関する男女共同参画講座の開催（再掲）	総務課
	女性の活躍推進に関するセミナーの開催（再掲）	総務課
	起業家塾の開催	商工観光課
	地域雇用問題連絡会議の開催	商工観光課

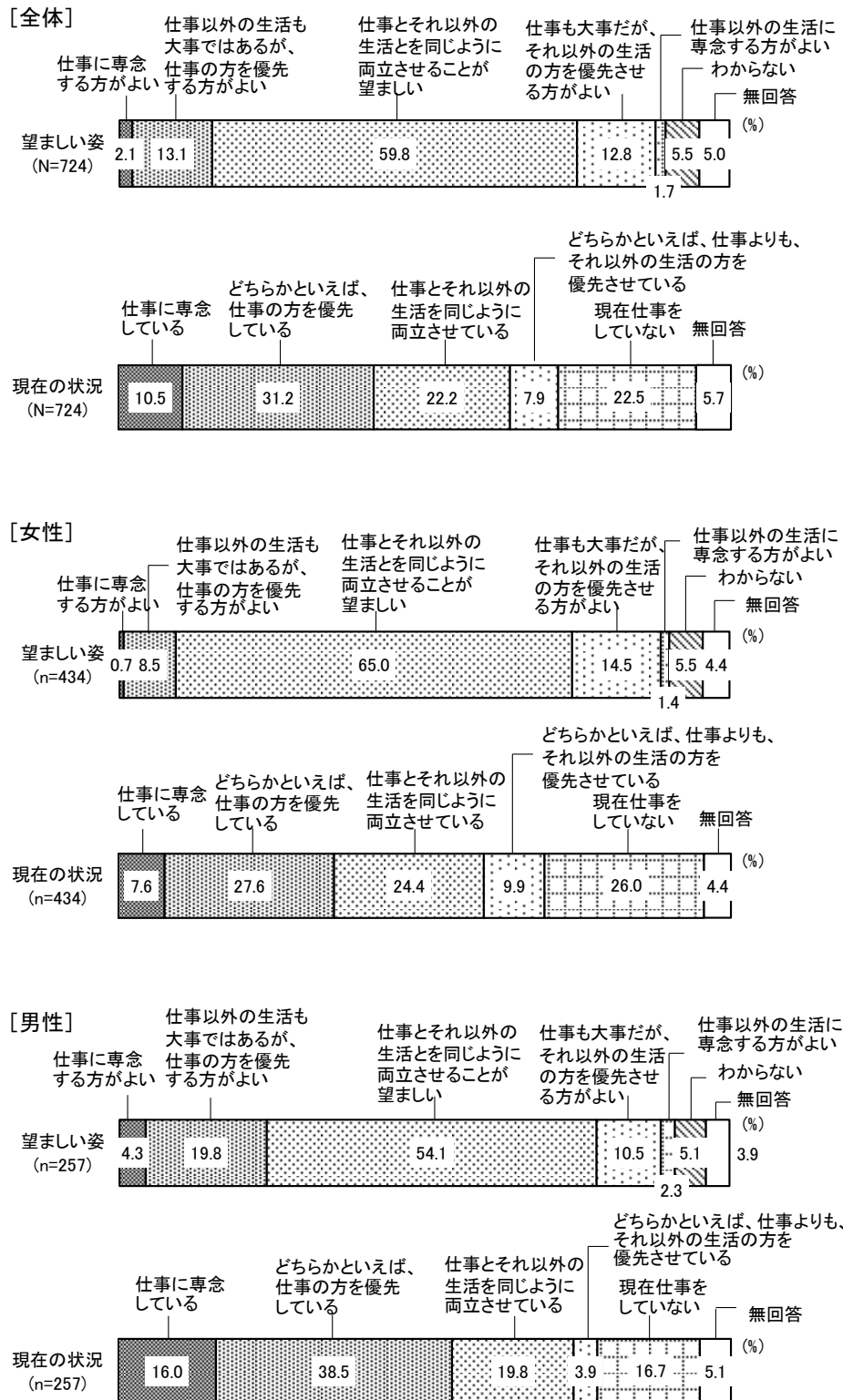
1-3 ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた支援

■現状

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、それぞれの人生の段階に応じて多様な生き方が選択できる社会の実現が求められています。

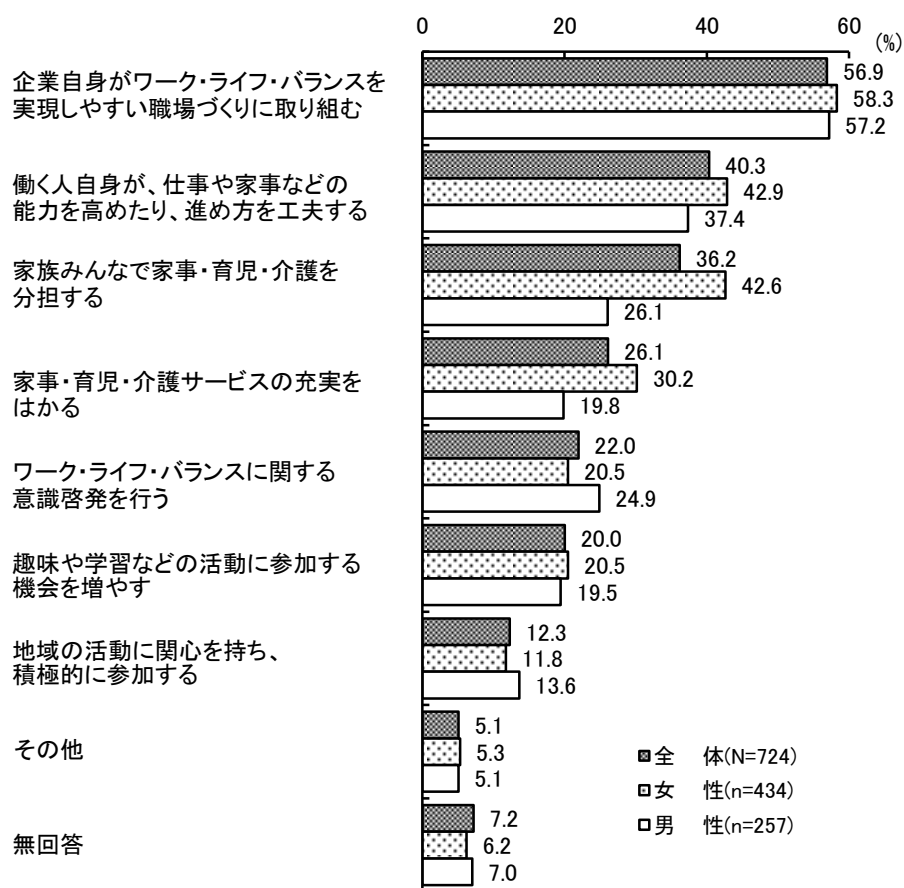
区アンケートでは、ワーク・ライフ・バランスの望ましい姿と現在の状況について尋ねています。望ましい姿として「仕事とそれ以外の生活とを同じように両立させることが望ましい」と回答した人は6割程度と最も多くなっていますが、現在の状況は、「どちらかといえば、仕事の方を優先している」が最も多く、「仕事とそれ以外の生活を同じように両立させている」と回答した人は2割程度となっています（図表1）。さらに、ワーク・ライフ・バランスを推進するために必要なこととして、男女ともに「企業自身がワーク・ライフ・バランスを実現しやすい職場づくりに取り組む」が最も多くなっています（図表2）。

図表 1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の望ましい姿と現在の状況
（全体、性別）



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年）

図表2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するために必要なこと
（全体、性別：複数回答）



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年）

■取り組むべき課題

ワーク・ライフ・バランスの取組を進めることは、個人の生活の充実だけではなく、事業所にとっても、生産性の向上や競争力の強化につながります。

そこで、個人や事業所に対して、ワーク・ライフ・バランスの意義や重要性をさまざまな機会を通じて啓発するとともに、取組に向けた情報提供が重要となります。

また、ワーク・ライフ・バランスがさらに普及するよう、事業所の取組を支援し、誰もが働きやすい職場づくりを推進する必要があります。

■施策の方向

商工会議所など関係機関と連携し、区民や事業所などに対してワーク・ライフ・バランスに関する啓発活動を推進するとともに、取組に向けた情報提供を行います。また、誰もが働きやすい職場づくりに取り組む事業所に対して、コンサルタントを派遣するなど支援します。

■施策

1-3-(1) ワーク・ライフ・バランスに対する普及・啓発		
区民や事業所などに対し、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や啓発活動を推進します。	進捗管理事業	所管課
	ワーク・ライフ・バランスセミナーなどの開催（再掲）	総務課
	啓発パンフレットなどの配布	総務課
1-3-(2) ワーク・ライフ・バランス推進に向けた事業所への支援		
ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業所を支援します。	進捗管理事業	所管課
	事業所に対するアドバイザー派遣	総務課
	ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定	総務課

1-4 子育てや介護に対する支援の充実

■現状

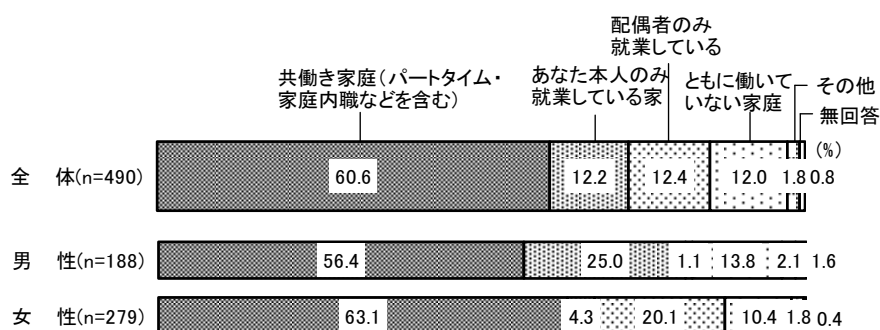
男女がともに働く「共働き」へと区民のライフスタイルも変化するなか、仕事と家庭の両立、特に子育てや介護が大きな課題となっています。

区アンケートによれば、配偶者が「いる」と回答した人のうち、共働き家庭は6割を超えています（図表1）。家事・育児・介護に携わる1日当たりの時間の平均を見ると、共働き家庭でも、女性の方が長くなっており、家事・育児・介護の主な担い手が女性となっていることが分かります（図表2）。

また、子育てをしやすくするために区が進めるべき施策について尋ねたところ、「保育所の増設など、子どもを預けられる施設の充実」が全体で最も多くなっています（図表3）。

介護を「行っている」と回答した人にどのような負担を感じているか尋ねたところ、精神的な負担を感じている人が6割を超えています（図表4）。

図表1 働き手（共働き）の状況（配偶者がいる人、全体、性別）



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年）

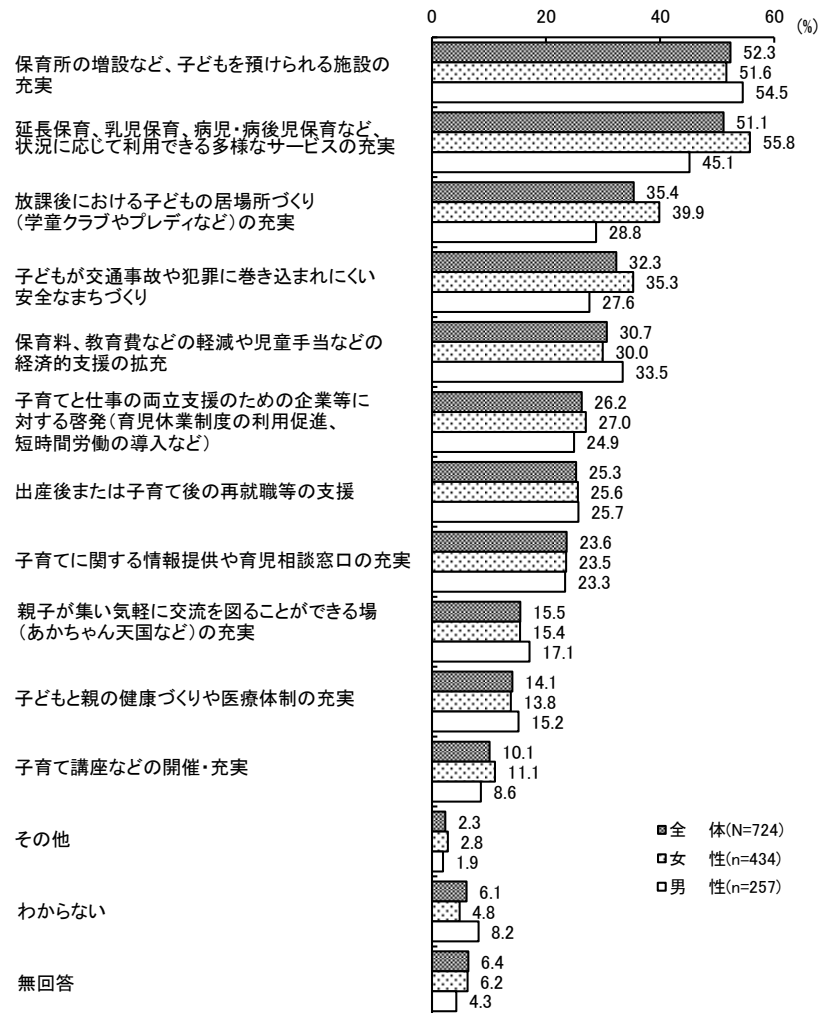
図表2 家事・育児・介護に携わる1日当たりの時間の平均（性・働き手の状況別）

			平日	休日
性・働き手の状況別	女性	共働き家庭（パートタイム・家庭内職などを含む）	213.6分	294.5分
		配偶者のみ就業している家庭	401.9分	374.1分
	男性	共働き家庭（パートタイム・家庭内職などを含む）	69.9分	165.1分
		本人のみ就業している家庭	59.7分	159.6分

※加重平均は選択肢の中間値を採用した。

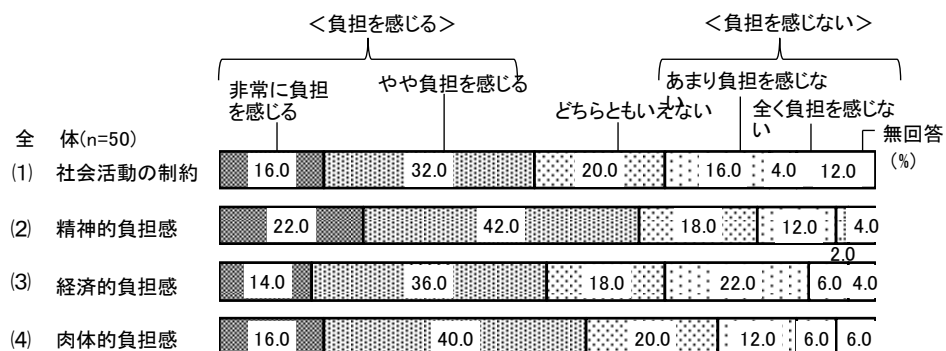
資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年）

図表3 子育てをしやすいするために区が進めるべき施策（全体、性別：複数回答）



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年）

図表4 介護の負担感（全体）



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年）

■取り組むべき課題

男女がともに、子育てや介護をしながら働き続けるために、子育てでは、保育を必要とする全ての子どもが保育施設を利用できるような環境の整備や各種保育サービス・子育て支援施策の拡充を図る必要があります。介護では、介護をしている人の精神面を含めた負担軽減やニーズに応じたきめ細かいサービスの提供が必要となります。

また、子育てや介護サービスを活用するとともに、男性の一層の家事・育児・介護への参画を促す必要があります。

■施策の方向

保育施設の整備を進めるとともに、区民のニーズに応じた保育サービス・子育て支援施策の充実を図ります。また、地域包括ケアシステムの構築に引き続き取り組み、在宅介護をしている人の負担軽減を図り、安心して介護を続けられるよう支援します。さらに、多様な担い手と協力できるよう環境づくりを推進するとともに、「生活の場への男性の参画促進」に取り組みます。

■施策

1-4-(1) 子育てをしている人への支援		
子育てと仕事の両立支援や誰もが安心して子育てできる環境の整備を推進します。	進捗管理事業	所管課
	保育定員の拡大	子育て支援課、保育計画課
	各種保育サービスの充実	子育て支援課、子ども家庭支援センター
	認証保育所保育料助成	子育て支援課
	放課後における児童の居場所づくり（学童クラブ・プレディ）	子ども家庭支援センター、教育委員会事務局庶務課
	子育て交流サロン「あかちゃん天国」の実施	子ども家庭支援センター
	育児中の保護者社会参加応援事業「ほっと一息わたしの時間」の充実	総務課
	講座・講演会など行事における託児サービスの拡大	全庁
1-4-(2) 家族の介護をしている人への支援		
高齢者の介護をしている人の負担を軽減するサービスの充実を図ります。	進捗管理事業	所管課
	おとしより相談センターの管理運営	介護保険課
	ショートステイなど介護サービスの充実	高齢者福祉課、介護保険課
	介護者交流会の支援	高齢者福祉課、介護保険課
	介護に関する男女共同参画講座の開催	総務課
	区民向け在宅療養支援シンポジウムなどの開催	介護保険課

1-5 生活の場への男性の参画促進

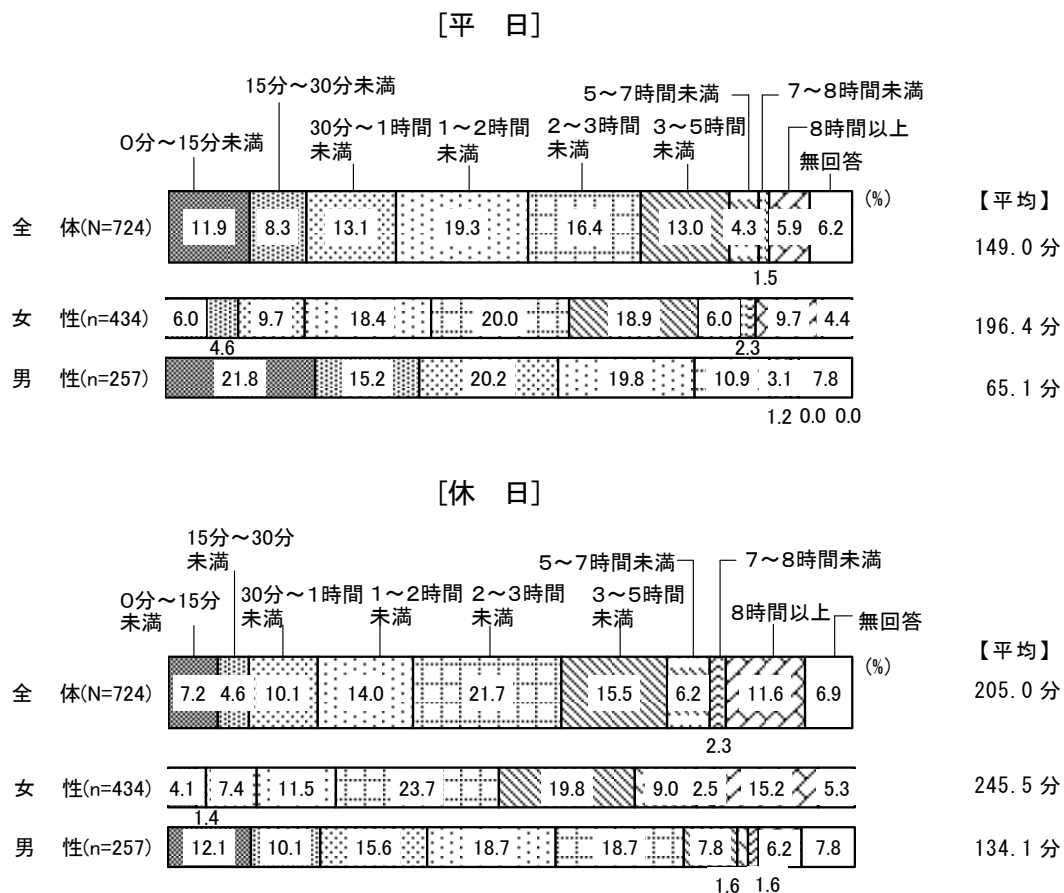
■現状

核家族化や共働き世帯が増加する中、男女がともに家事・育児・介護を担えるよう、生活の場への男性の参画が求められています。

しかし、区アンケートによれば、家事・育児・介護に携わる1日当たりの時間の平均は、平日では女性が196.4分、男性は65.1分、休日では女性が245.5分、男性は134.1分となっており、平日・休日ともに男性の方が、女性よりも短くなっています（図表1）。

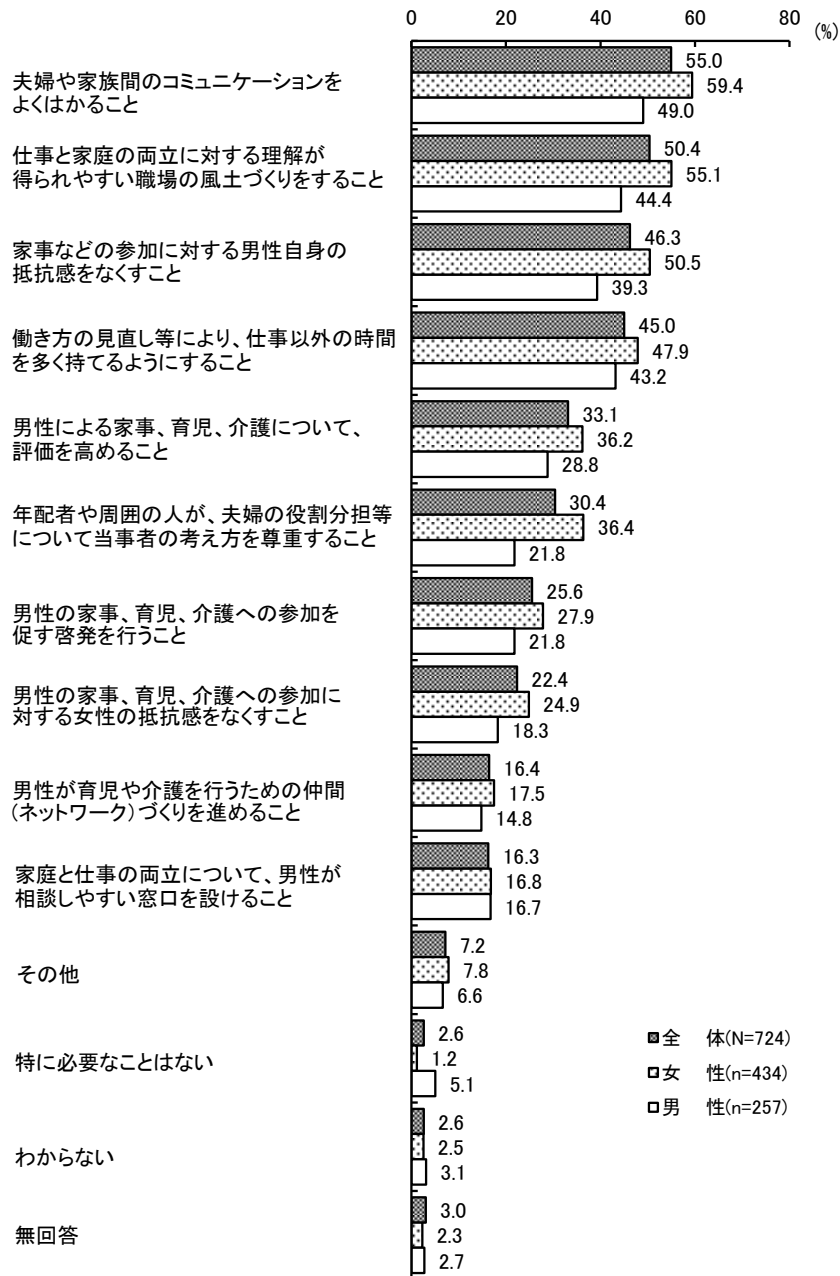
また、男性が家事・育児・介護に参加するために必要なことでは、「夫婦や家族間のコミュニケーションをよくはかること」が最も多く、次いで「仕事と家庭の両立に対する理解が得られやすい職場の風土づくりをすること」、「家事などの参加に対する男性自身の抵抗感をなくすこと」などが挙げられています（図表2）。

図表1 家事・育児・介護に携わる1日当たりの時間（全体、性別）



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年）

図表2 男性が家事・育児・介護に参加するために必要なこと
(全体、性別：複数回答)



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」(平成28年)

■取り組むべき課題

男性がワーク・ライフ・バランスの重要性を理解し、家事・育児・介護へ参画することは、女性の活躍を推進するため、積極的に取り組むべき課題の一つと言えます。そこで男性が家事・育児・介護などを自らのことと捉え、主体的に参画する動きを広めるために、意識啓発を図るとともに、男性の参画を促すための環境づくりを推進する必要があります。

■施策の方向

男性が家事・育児・介護の担い手として力を発揮できるよう意識啓発を図るとともに、知識や技術の習得に向けて支援を行います。また、職場の理解を図るため「ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた支援」を図るなど、男性の家事・育児・介護への参画促進に向けた環境づくりを進めます。

■施策

1-5-(1) 男性の家事・育児・介護への参画に向けた普及・啓発		
男性が家事・育児・介護の担い手として参画できるよう情報提供や啓発活動を推進します。	進捗管理事業	所管課
	男性に対する男女共同参画講座などの充実	総務課
	家庭教育学習会の開催	文化・生涯学習課
	両親学級の開催	健康推進課
1-5-(2) 男性の家事・育児・介護への参画促進		
男性が家事・育児・介護の担い手として力を発揮できるよう支援します。	進捗管理事業	所管課
	働きやすい職場づくりに向けたセミナーなどの開催（再掲）	総務課
	育児・介護などのため離職した男性の再就職支援	総務課、商工観光課
	介護者交流会の充実（再掲）	高齢者福祉課

基本目標 2

男女平等を阻む暴力の根絶

〔中央区配偶者暴力対策基本計画〕

配偶者等からの暴力をはじめ、ハラスメント行為、性暴力、ストーカー行為などは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を阻害する要因となっています。

近年では妊娠、出産、育児に加え、介護に関するハラスメントも問題となっています。また、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）などの広がりに伴い、暴力の形態が多様化しています。

そこで、暴力の防止のために、暴力を生み出す背景を伝えるなど暴力を許さない社会の形成に向けた啓発を広く行うとともに、被害の早期発見のための取組を進めていくことが必要です。さらに、被害者の視点に立った切れ目のない支援を行うなど、よりいっそう支援体制の強化を図る必要があります。

そのため、「セクシュアル・ハラスメントなどの防止」、「配偶者等からの暴力の防止」、「配偶者等からの暴力被害者の支援」に取り組むべき課題としました。

「配偶者暴力防止法の認知度」の変化

(%)

	件数	法律があることも、その内容も知っている	法律があることは知っているが、内容はよく知らない	法律があることを知らなかった	無回答
平成28年調査	N=724	16.7	59.4	20.2	3.7
平成24年調査	N=739	16.1	55.1	19.5	9.3

資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年、平成24年）

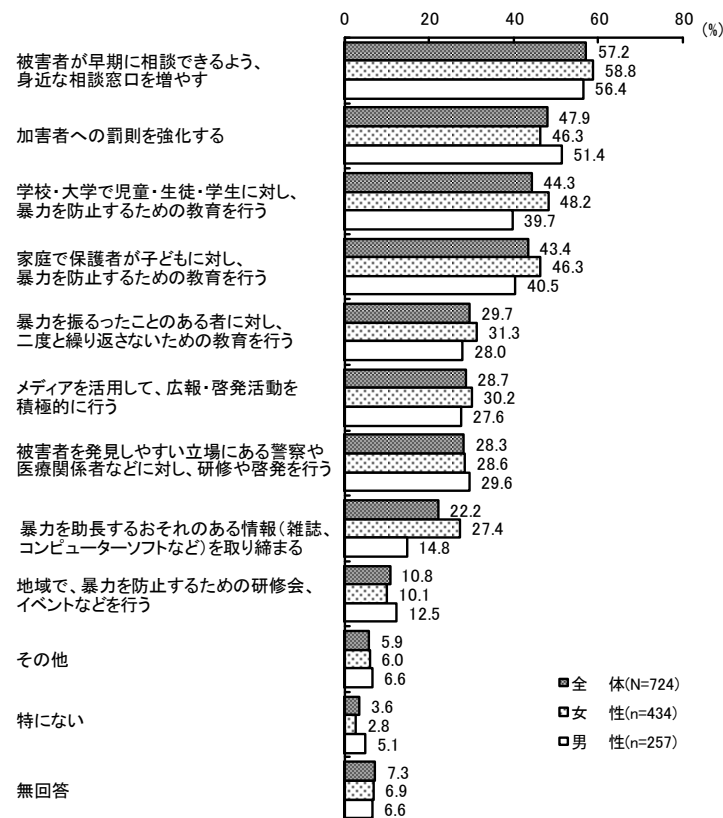
2-1 セクシュアル・ハラスメントなどの防止

■現状

セクシュアル・ハラスメント（性的な言動による嫌がらせ）やマタニティ・ハラスメント（妊娠・出産者に対する嫌がらせ）、パワー・ハラスメント（上下関係を利用した嫌がらせ）は、雇用の場だけでなく、教育や福祉などの現場や地域社会においても発生する可能性があります。また、ストーカー行為は、被害者の平穏な生活を害する行為であるとともに、事態が急展開して重大事件に発展する恐れもあります。さらに、近年では、本人が同意していないにもかかわらず、交際相手が性的画像などをインターネットに掲載・拡散する、いわゆるリベンジポルノや若年層を対象とした性的な暴力が社会問題となっています。

区アンケートでは、男女間における暴力を防止するために必要だと思うことを尋ねたところ、「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」が最も多くなっています。また、女性は男性に比べ「学校・大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」、「暴力を助長するおそれのある情報（雑誌、コンピューターソフトなど）を取り締まる」と回答した人の割合が高くなっており、項目によって男女の考え方に差があることが分かります（図表1）。

図表1 男女間における暴力を防止するために必要だと思うこと（全体、性別：複数回答）



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年）

■取り組むべき課題

セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ストーカー行為、性暴力などの防止に向け、啓発活動を推進するとともに、被害に巻き込まれないようにするための情報を提供していくことが重要です。

また、被害者が身近な場所で相談できる体制づくりや、相談窓口の周知に努め、被害が潜在化することがないように、被害者支援に取り組む必要があります。

■施策の方向

区民や事業所などに対してセクシュアル・ハラスメントなどの防止に向け、意識啓発に努めるとともに、区民などが被害に巻き込まれないよう情報提供を行います。また、より相談しやすい体制の充実や相談窓口の周知に努めます。

■施策

2-1-1(1) セクシュアル・ハラスメントなどの防止に関する意識啓発		
セクシュアル・ハラスメントなどの防止に向けた啓発、情報提供の充実を行います。	進捗管理事業	所管課
	ハラスメント行為の防止に向けたセミナーなどの開催（再掲）	総務課
	予防教育（メディア・リテラシー教育など）	指導室
2-1-1(2) セクシュアル・ハラスメントなどの被害者の支援		
相談窓口の周知に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントなどの被害者が相談しやすい体制づくりに取り組みます。	進捗管理事業	所管課
	女性相談の周知	総務課
	女性相談の充実	総務課、子育て支援課
	研修の実施（職員、医療・保健・福祉関係者、民生・児童委員など）	総務課
	区職員に対するセクシュアル・ハラスメントなど相談窓口の周知・運用	職員課

2-2 配偶者等からの暴力の防止

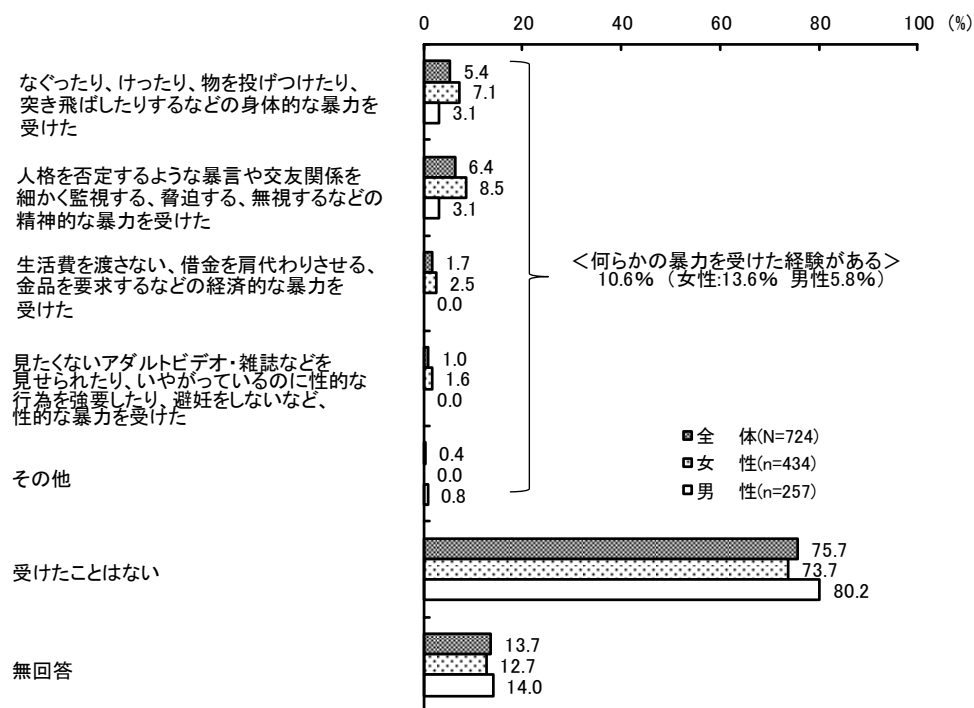
■現状

配偶者等からの暴力は、家庭という人目に触れにくい場所で起きていることから、周囲も気付かないうちに暴力が深刻化し、生命に危険が及ぶことがあります。また、家族に子どもがいる場合は、子どもの心に悪影響を及ぼすだけでなく、暴力の被害が子どもに及ぶ恐れがあります。

配偶者等からの暴力と同様に、交際相手からの暴力についても、自分の受けている行為が暴力であるとの認識がないこともあります。

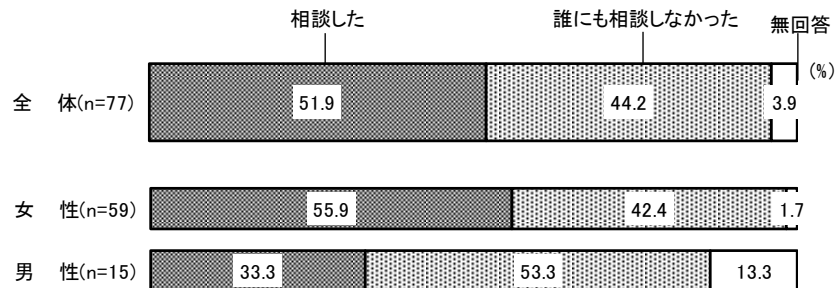
区アンケートによれば、1割程度が配偶者や交際相手などから何らかの暴力を受けた経験があり、そのうち4割程度が「誰にも相談しなかった」と回答しています（図表1、図表2）。相談しなかった理由は、「相談するほどのことではないと思ったから」や「人に打ち明けることに抵抗があった」などとなっています（図表3）。

図表1 配偶者・交際相手などから暴力を受けた経験の有無（全体、性別：複数回答）



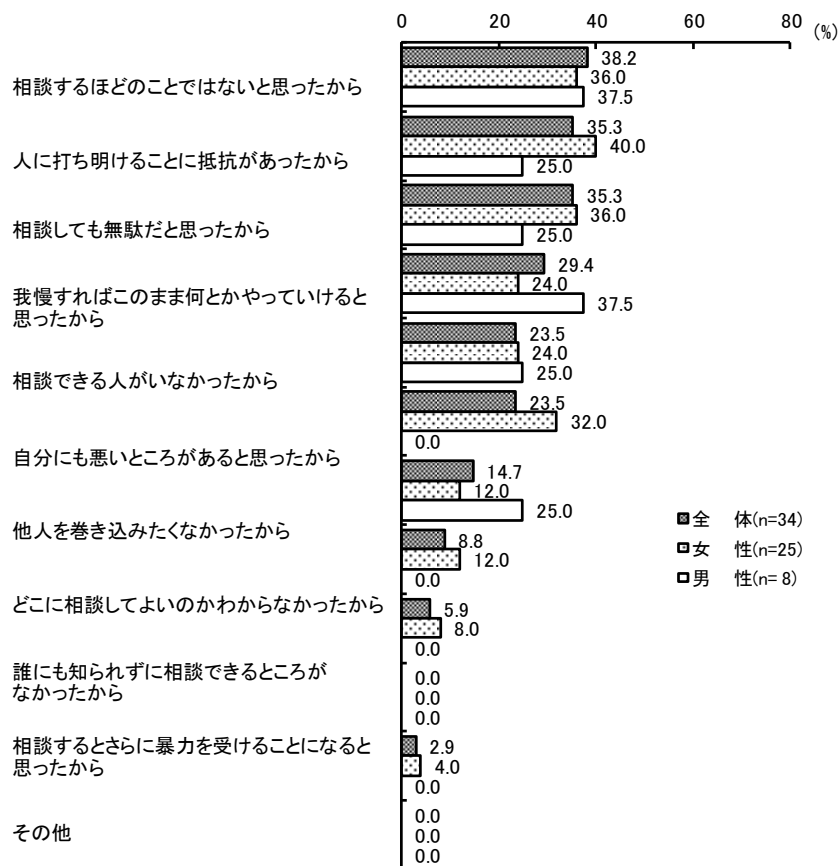
資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年）

図表2 相談したことの有無
(配偶者・交際相手などから暴力を受けた経験がある人、全体、性別)



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」(平成28年)

図表3 誰にも相談しなかった理由
(誰にも相談しなかった人、全体、性別：複数回答)



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」(平成28年)

■取り組むべき課題

配偶者等や交際相手からの暴力を未然に防ぎ、暴力を容認しない社会の実現に向けて取り組んでいくことが求められます。

被害者本人の気づきが遅れたり、被害が潜在化しないよう、配偶者等や交際相手からの暴力の防止に関する啓発や情報提供を行い、被害者の早期発見、相談、保護につなげる取組を推進していくことが重要です。

■施策の方向

暴力を容認しない社会の実現を図るため、配偶者等や交際相手からの暴力防止に関する啓発や情報提供を充実します。また、被害が潜在化することがないよう、被害者の早期発見に向けた取組の推進に努めます。

■施策

2-2-(1) 配偶者等や交際相手からの暴力の防止に関する意識啓発		
配偶者等や交際相手からの暴力の防止に関する啓発、情報提供の充実を図ります。	進捗管理事業	所管課
	配偶者等や交際相手からの暴力の防止啓発・情報提供の充実	総務課
	「女性に対する暴力をなくす運動」パネル展示の充実	総務課
2-2-(2) 被害者の早期発見に向けた取組の推進		
被害者の早期発見、相談、保護につなげる取組を推進します。	進捗管理事業	所管課
	女性相談の周知（再掲）	総務課
	研修の実施（職員、医療・保健・福祉関係者、民生・児童委員など）（再掲）	総務課

2-3 配偶者等からの暴力被害者の支援

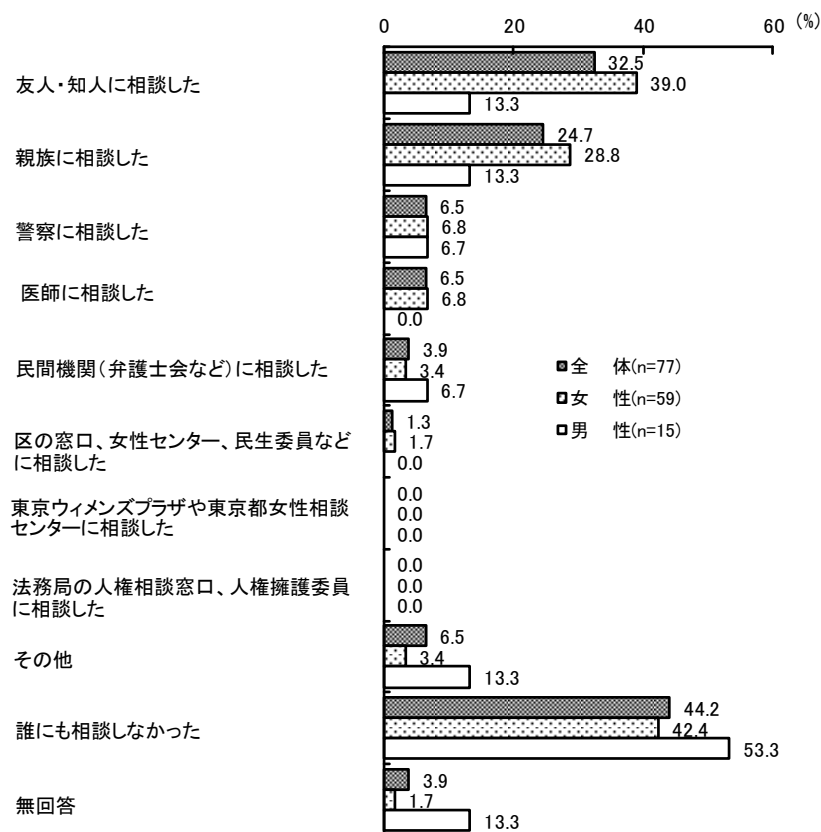
■現状

被害者が身近な場所で相談を受けられるとともに、自立に向けた切れ目のない支援を円滑に行えるよう、関係部署、関係機関、民間団体と連携し支援体制を充実させることが重要です。

女性センター「ブーケ21」や子育て支援課、子ども家庭支援センター、保健所などに寄せられた相談のうち、配偶者等や交際相手からの暴力に関する相談は年間180件程度となっています。

区アンケートによると、配偶者等や交際相手などから何らかの暴力を受けた経験のある人の相談先については、平成24年と平成28年の結果でも、友人・知人や親族に相談した人が最も多く、警察や区の窓口などの公的機関の利用が少ないという状況は依然として変わっていません（図表1）。

図表1 受けた暴力についての相談先
（配偶者・交際相手などから暴力を受けた経験がある人、全体：複数回答）



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年、平成24年）

■取り組むべき課題

被害者が暴力から逃れ、安全で安心な生活ができるよう、区関連部署や区内警察署、東京都、民間団体などと連携し、相談から保護、自立までの各段階で、被害者の置かれた状況に応じた切れ目のない支援を行っていく必要があります。

■施策の方向

被害者がそれぞれの状況に応じて、切れ目のない支援を受けられるよう、相談をはじめとした支援策の充実や関係機関との連携体制の強化に努めます。また、被害者の安全を確保しながら、状況と必要性に応じた一時保護を行うとともに、自立支援に取り組めます。

引き続き、これらの活動や実績を踏まえて、配偶者暴力相談支援センター機能の整備を検討します。

■施策

2-3-(1) 相談機能の充実		
配偶者等からの暴力被害者の保護および自立支援に向けた最初の窓口として相談機能の充実を図り、周知に努めます。	進捗管理事業	所管課
	女性相談の充実（再掲）	総務課、子育て支援課
	女性相談の周知（再掲）	総務課
2-3-(2) 連携体制の強化		
相談から自立まで切れ目のない支援を行うため、関係部署・関係機関との連携を強化します。	進捗管理事業	所管課
	「配偶者からの暴力防止関係機関情報ネットワーク」会議の運営	総務課
	要保護児童対策地域協議会の運営	子ども家庭支援センター
	配偶者暴力相談支援センター機能の整備の検討	総務課、子育て支援課
2-3-(3) 被害者の保護と自立支援		
安全を確保するとともに、生活再建に向けて、一時保護と就労支援などを行います。	進捗管理事業	所管課
	一時保護の実施	子育て支援課
	就労支援講座の充実（再掲）	総務課
	就労相談会の充実（再掲）	総務課

基本目標 3

人権が尊重され、多様な生き方を 認め合う社会の形成

男女共同参画の目指すところは、全ての区民の人権が尊重され、男女の区別なく、一人一人が持てる能力を思う存分発揮し、仕事、家庭、地域などで自らの意思に基づき多様な生き方を選択でき、誰もが自己実現を通じて豊かな人生を送ることができる社会を作ることにあります。

そのためには、男女平等意識を育み、それぞれの価値観やライフスタイルを認め合うとともに、互いに支え合いながら生涯にわたって健康に暮らすことができるよう支援することが重要です。

さらに、ひとり親家庭や単身世帯など経済的に困難な状況に陥りやすい人への支援なども求められています。

そのため、「男女平等の意識づくり」、「子どもの個性や能力を育む学校教育の充実」、「男女の生涯にわたる健康支援」「ひとり親家庭や単身世帯などへの支援」を取り組むべき課題としました。

男女の地位の平等感の変化

(%)							
	件数	女性が優遇 されている	やや女性が 優遇されて いる	平等に なっている	やや男性が 優遇されて いる	男性が優遇 されている	無回答
平成28年調査	N=724	0.6	2.3	19.5	61.6	10.4	5.7
平成24年調査	N=739	0.7	2.7	22.9	59.3	9.6	4.8
平成19年調査	N=778	1.0	2.8	22.4	56.8	13.6	3.4

資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年、平成24年、平成19年）

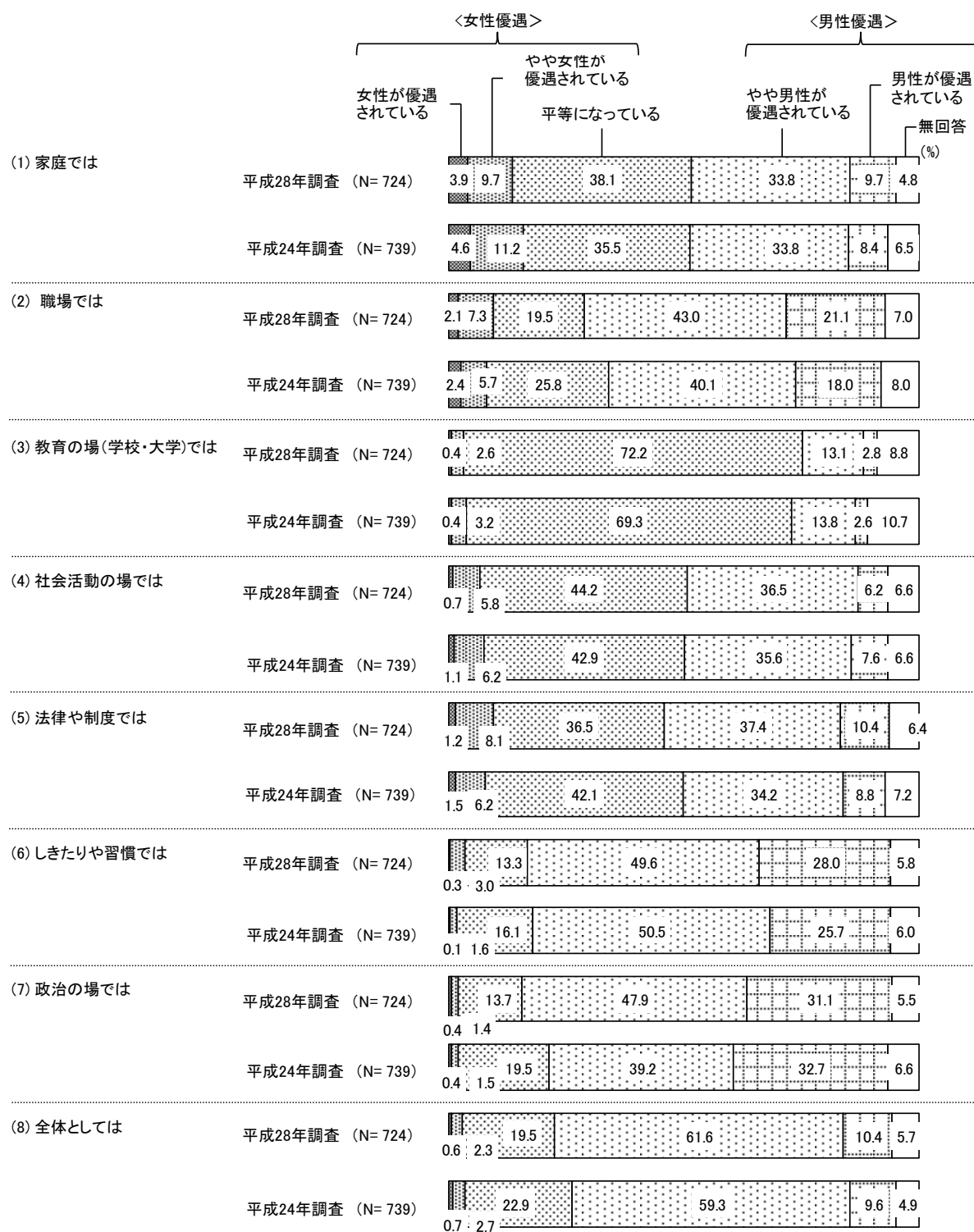
3-1 男女平等の意識づくり

■現状

誰もが、互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、男女平等の観点から極めて重要です。

区アンケートでは、男女の地位の平等感を尋ねたところ、さまざまな分野で＜男性優遇＞と感じる人の割合が高く、特に『しきたりや習慣では』、『政治の場では』が高くなっています。本区では男女共同参画の意識啓発に努めてきましたが、平成24年と平成28年の結果を比較すると、傾向は変わっていません。一方、「平等になっている」と感じる人の割合を見ると、『教育の場（学校・大学）では』が群を抜いて高くなっています（図表1）。

図表1 各分野における男女の地位の平等感（全体）



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年、平成24年）

■取り組むべき課題

固定的な性別役割分担意識は変わりつつあるものの、いまだ根強く残っている状況も見られます。男女共同参画の視点から、誰もが性別に関わりなく多様な生き方、ライフスタイルを柔軟に選択し、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向け、社会制度や慣行の見直しが求められています。こうしたことから、男女共同参画への区民の理解を深めていくために、意識啓発や情報提供の充実を図る必要があります。

■施策の方向

区民や事業所などに向けて実施する男女共同参画をテーマとした講演会・講座などの拡充を図り、意識啓発を行います。また、男女共同参画に関する情報を中央区男女共同参画ニュース「Bouquet」や女性センター「ブーケ21」ホームページなどを活用し、区民や事業所などに向けて提供します。

■施策

3-1-(1) 男女共同参画の意識啓発		
区民や事業所など、幅広い層を対象に、男女共同参画の意識啓発を図ります。	進捗管理事業	所管課
	男女共同参画講演会・講座などの拡充	総務課
	男女共同参画啓発パンフレットの配布	総務課
3-1-(2) 男女共同参画に関する情報提供		
男女共同参画に関する情報を幅広く収集し、提供します。	進捗管理事業	所管課
	中央区男女共同参画ニュース「Bouquet」の発行	総務課
	女性センター「ブーケ21」ホームページの活用	総務課
	情報資料コーナーの活用	総務課

3-2 子どもの個性や能力を育む学校教育の充実

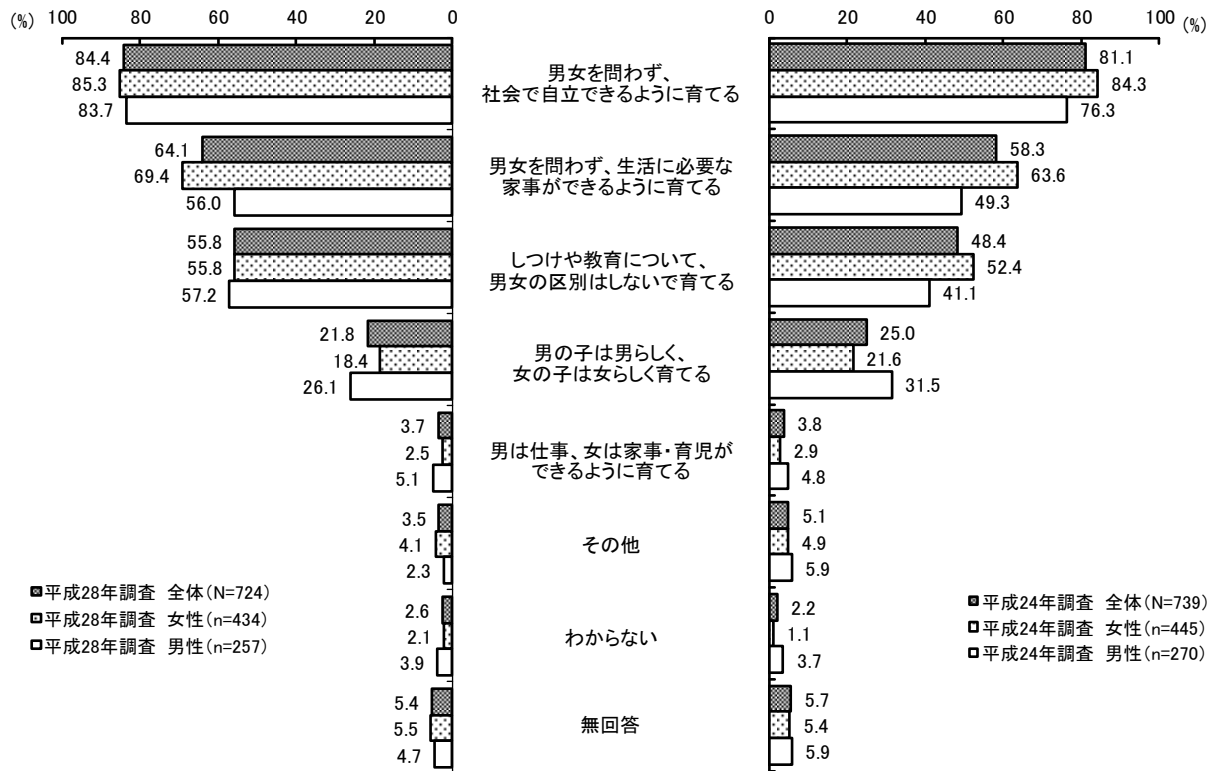
■現状

子どもたちが健やかに、そして個性と能力を発揮できるように育てていくためには、「男女共同参画は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を作ること」という認識のもとに、子どもの頃から男女共同参画の理解を進めることが大切です。また、子ども一人一人がその理解を深めることが、将来に向けて社会全体の男女共同参画を推進することになります。

区アンケートでは、子育て観について尋ねています。平成24年と平成28年の結果を比較すると、「男女を問わず、社会で自立できるように育てる」、「男女を問わず、生活に必要な家事ができるように育てる」、「しつけや教育について、男女の区別はしないで育てる」は、それぞれ3～7ポイント程度上昇しています（図表1）。

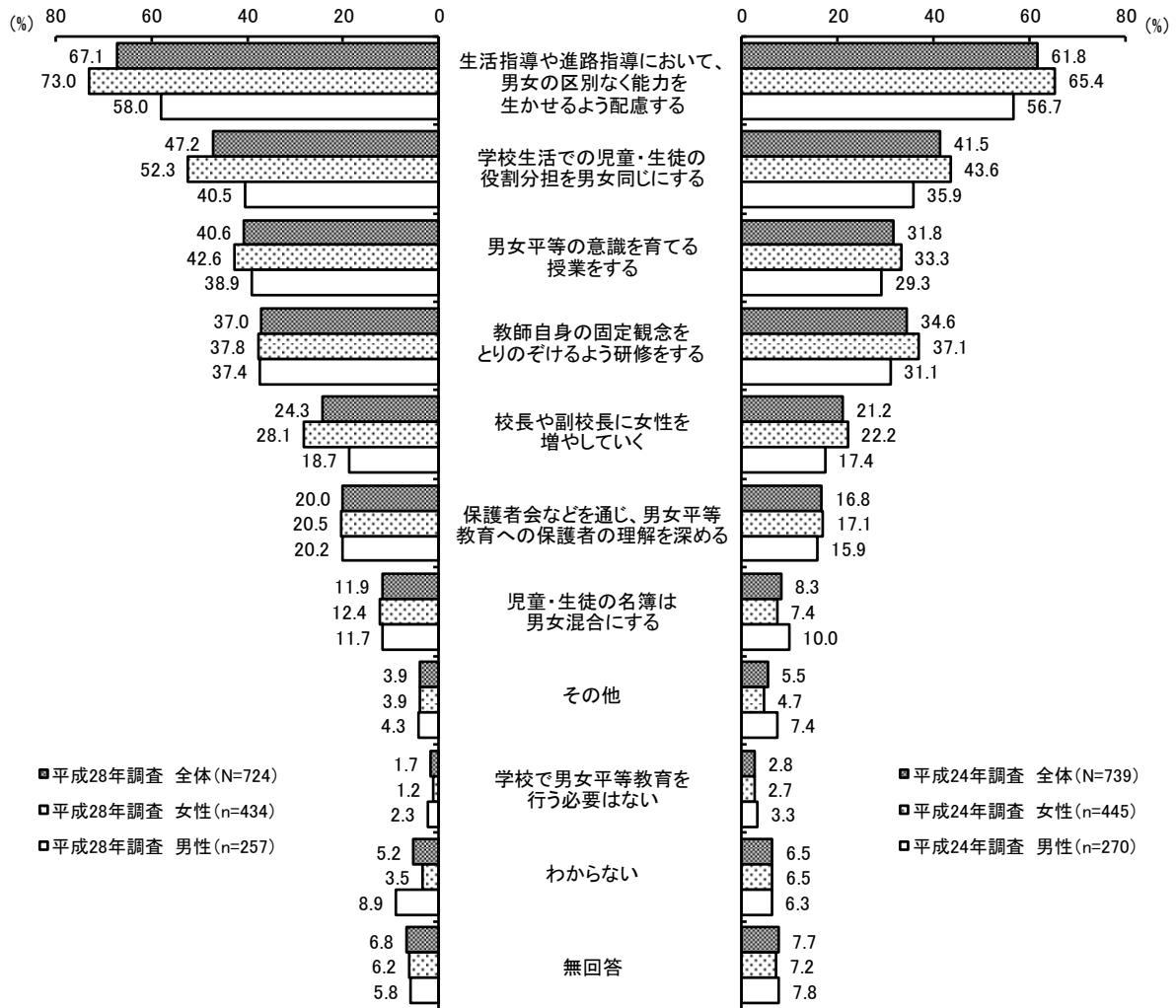
また、区アンケートでは、学校教育で行われるとよいと思うことも尋ねています。平成24年と平成28年の結果を比較すると、「生活指導や進路指導で男女の区別なく能力を生かせるよう配慮する」、「学校生活での児童・生徒の役割分担を男女同じにする」、「男女平等の意識を育てる授業をする」は、それぞれ5～7ポイント程度上昇しています（図表2）。

図表1 子育て観（全体、性別：複数回答）



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年、平成24年）

図表2 学校教育の中で行われるとよいと思うこと（全体、性別：複数回答）



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年、平成24年）

■取り組むべき課題

子どもたちが固定的な観念にとらわれずに、自らの可能性を伸ばすことができる環境を整えていく必要があります。そのためには、子どもたちが自ら考え判断し、課題の解決に向けて積極的に立ち向かっていく「生きる力」を育むとともに、さまざまな機会を捉えて男女共同参画への理解を促進することが大切です。

■施策の方向

社会科、家庭科、道徳、総合的な学習の時間など各教科などの特質に応じて、教育活動全体を通して子どもたちの発達段階に即した男女平等教育を推進するとともに、実際に経験することを通じて人権の尊重や社会・文化の多様性への理解を深める教育に取り組みます。

■施策

3-2-(1) 学校における男女平等教育の推進		
社会科、家庭科、道徳、総合的な学習の時間など、各教科などの特質に応じて、教育活動全体を通して男女平等教育を推進します。	進捗管理事業	所管課
	教職員への研修の充実	指導室
	男女平等教育の推進	指導室
3-2-(2) 人権の尊重や社会・文化の多様性への理解を深める教育の推進		
人権の尊重や社会・文化の多様性に対する理解を深める教育を推進します。	進捗管理事業	所管課
	中学生の海外体験学習の実施	指導室
	外国人英語指導講師による英語活動・英語指導の実施	指導室
	性的マイノリティに対する理解を深める教育の推進	指導室

3-3 男女の生涯にわたる健康支援

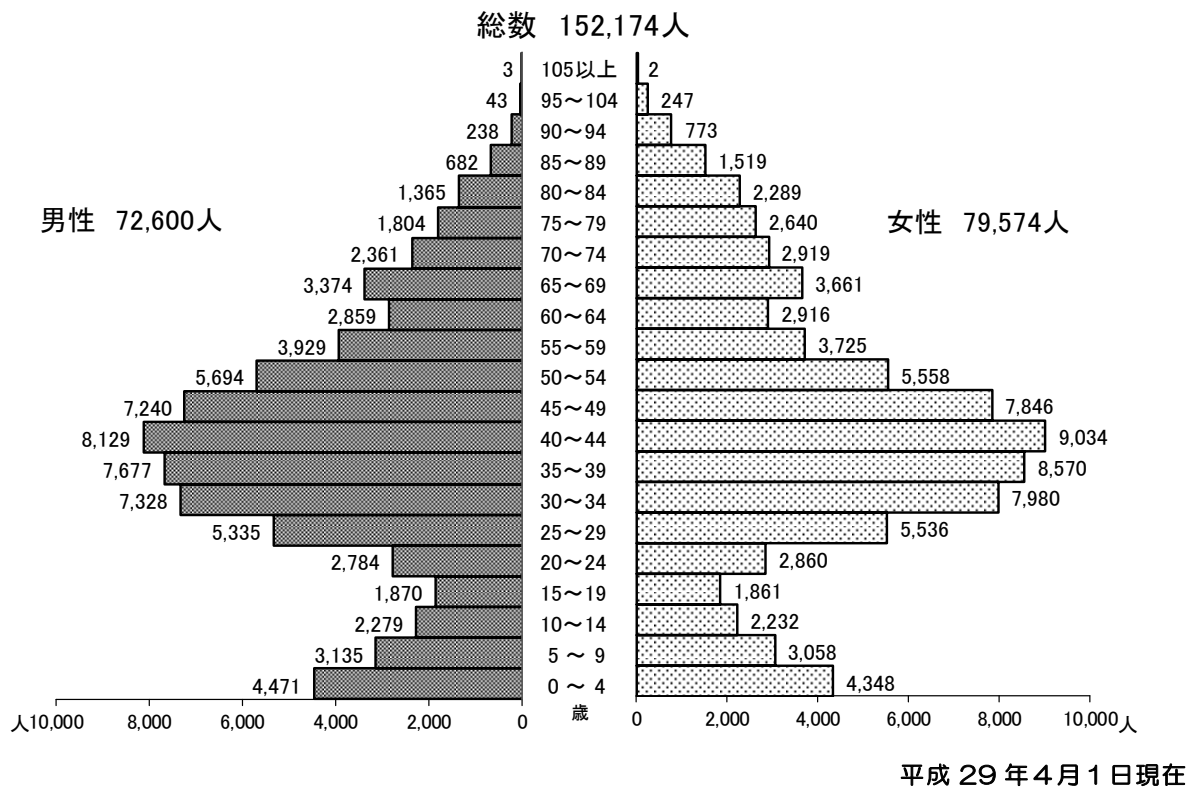
■現状

健康は、仕事をはじめ、趣味や学習、地域活動などへの参画など、豊かな生活を送り、安心して暮らしていくための基盤です。

本区の人口構成は、30歳代から40歳代の子育て世帯が多く、合計特殊出生率は年々上昇し、平成27年は区部の1.22に比べて本区は1.43と高くなっています。（図表1、図表2）。

区アンケートでは、回答した7割以上の方が、心身の健康について何らかの不安や悩みを感じています。共通する不安や悩みは「運動不足」、「睡眠」、「肥満・やせ」となっていますが、性別や年代によって異なります。特に30歳代の女性は「妊娠・出産」について不安や悩みを感じています（図表3）。

図表1 年齢別人口構成（中央区）



図表2 合計特殊出生率の推移（中央区、東京都区部、東京都、全国）

	中央区	東京都区部	東京都	全国
平成 16 年	0.85	0.96	1.01	1.29
平成 17 年	0.86	0.95	1.00	1.26
平成 18 年	0.97	0.98	1.02	1.32
平成 19 年	1.02	1.01	1.05	1.34
平成 20 年	1.04	1.04	1.09	1.37
平成 21 年	1.10	1.06	1.12	1.37
平成 22 年	1.18	1.08	1.12	1.39
平成 23 年	1.13	1.08	1.06	1.39
平成 24 年	1.18	1.12	1.09	1.41
平成 25 年	1.29	1.16	1.13	1.43
平成 26 年	1.35	1.19	1.15	1.42
平成 27 年	1.43	1.22	1.24	1.45

資料：平成27年（2010）人口動態統計（確定数）の概況（厚生労働省）
人口動態統計（東京都）

図表3 心身の健康について不安や悩みに思っていること（性・年代別：複数回答）

		第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
女性	20歳代 (n= 28)	運動不足 32.1%	食生活の偏り 28.6%	睡眠 17.9%	肥満・やせ 14.3%	歯周病・口臭・口の渇き 月経不順 10.7%
	30歳代 (n= 98)	運動不足 46.9%	睡眠 28.6%	食生活の偏り 24.5%	妊娠・出産 16.3%	肥満・やせ 15.3%
	40歳代 (n= 110)	運動不足 44.5%	更年期 28.2%	睡眠 25.5%	食生活の偏り 20.9%	肥満・やせ 17.3%
	50歳代 (n= 69)	更年期 37.7%	運動不足 34.8%	睡眠 29.0%	肥満・やせ 24.6%	食生活の偏り 18.8%
	60歳代 (n= 58)	運動不足 29.3%	睡眠 27.6%	肥満・やせ 17.2%	歯周病・口臭・口の渇き 12.1%	がん 10.3%
	70歳代 (n= 47)	睡眠 31.9%	血圧 23.4%	運動不足 21.3%	その他 14.9%	肥満・やせ 10.6%
	80歳代 以上 (n= 23)	血圧 30.4%	運動不足 26.1%	睡眠 21.7%	食生活の偏り その他 13.0%	肥満・やせ 8.7%
男性	20歳代 (n= 17)	睡眠 運動不足 47.1%	食生活の偏り 35.3%	肥満・やせ 血圧 23.5%	歯周病・口臭・口の渇き うつ 17.6%	喫煙 11.8%
	30歳代 (n= 49)	運動不足 44.9%	睡眠 肥満・やせ 20.4%	食生活の偏り 16.3%	歯周病・口臭・口の渇き 8.2%	うつ 飲酒 不妊 6.1%
	40歳代 (n= 54)	運動不足 44.4%	肥満・やせ 31.5%	睡眠 29.6%	食生活の偏り 血圧 14.8%	歯周病・口臭・口の渇き 11.1%
	50歳代 (n= 48)	運動不足 50.0%	肥満・やせ 27.1%	がん 22.9%	歯周病・口臭・口の渇き 20.8%	睡眠、飲酒 18.8%
	60歳代 (n= 37)	運動不足 43.2%	血圧 32.4%	睡眠 肥満・やせ 21.6%	食生活の偏り がん 18.9%	飲酒 その他 13.5%
	70歳代 (n= 34)	運動不足 29.4%	睡眠 26.5%	肥満・やせ 23.5%	血圧 20.6%	がん 17.6%
	80歳代 以上 (n= 18)	運動不足 44.4%	肥満・やせ 血圧 33.3%	睡眠 がん 歯周病・口臭・口の渇き うつ 11.1%	更年期、飲酒、喫煙 性生活 その他 5.6%	— —

※「不安や悩みは感じていない」を除く

資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年）

■取り組むべき課題

男女が生涯にわたって仕事をはじめ、趣味や学習、地域活動などを通じて豊かな充実した生活を送ることができるよう、性別・年代別のニーズに応じた健康づくりを支援する必要があります。

特に、妊娠・出産期は、女性の健康にとって大きな節目となることから、母子の健康支援や子育ての相談にきめ細かく取り組み、地域において安心して子どもを産み、育てることができるよう支援することが必要です。

■施策の方向

区民のライフステージに応じた健康課題に対応するため、生涯にわたる健康づくりを支援します。特に、妊娠・出産期においては、健康診査や相談などの充実を図り、妊娠・出産、子育てに関する母親の不安・悩みの解決を支援します。また、学齢期の子どもや保護者については、いじめや不登校など、さまざまな問題の解決に向けた相談の充実を図り、子どもの健やかな成長を支援します。

■施策

3-3-(1) 生涯にわたる女性・男性の健康支援		
生涯にわたる健康づくりを支援するため、スポーツを楽しむ機会を提供する他、生活習慣病の予防、健康診査、がん検診の充実を図ります。	進捗管理事業	所管課
	生涯スポーツの推進	スポーツ課
	若年期からの生活習慣病予防事業	健康推進課
	健康診査	福祉保健部管理課
	がん検診	福祉保健部管理課
	成人歯科健康診査、高齢者歯科健康診査	福祉保健部管理課
3-3-(2) 妊娠・出産期における女性と子どもの健康支援		
妊娠・出産期における女性と子どもの健康を支援するため、妊娠期は健康診査やプレママ教室、出産後は訪問指導や乳児健康診査、相談などの充実を図ります。	進捗管理事業	所管課
	特定不妊治療費助成金	健康推進課
	妊婦健康診査	健康推進課
	プレママ教室（母親学級）	健康推進課
	産後ケア事業	健康推進課
	母子歯科健康診査	健康推進課
	新生児訪問指導	健康推進課
	乳児健康診査	健康推進課
	乳幼児健康相談・母子保健相談	健康推進課
	ママのこころの相談	健康推進課
3-3-(3) 子どもの相談体制の整備		
学齢期の子どもが心身ともに健やかに発達することを支援するため、子ども本人、保護者を対象とした相談の充実を図ります。	進捗管理事業	所管課
	子どもと子育て家庭の総合相談	子ども家庭支援センター
	子どもほっとライン	子ども家庭支援センター
	こどもの発達相談	福祉センター
	スクールカウンセラーの配置	指導室
	教育相談の実施	指導室

3-4 ひとり親家庭や単身世帯などへの支援

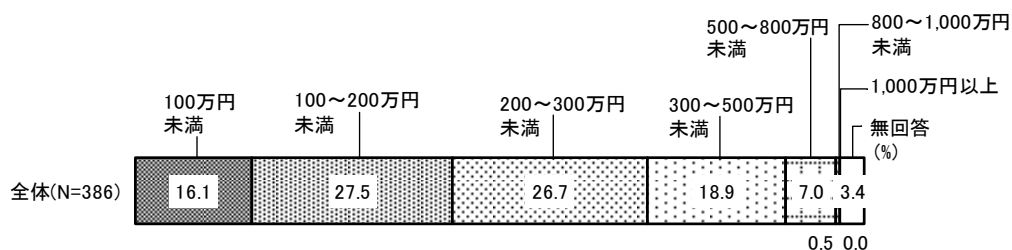
■現状

ひとり親世帯や配偶者が亡くなった単身世帯などは経済的に困難な状況に置かれることもあり、特に高齢の単身女性や母子世帯などではその割合が高いと言われています。また子育てや地域での孤立など、生活面でさまざまな困難を抱えている場合もあるため、世帯や子どもの状況に応じたきめ細かい支援が必要です。

本区のひとり親世帯は、平成28年度末で860世帯（児童育成手当受給世帯数）となっており、「中央区ひとり親家庭実態調査」によると、ひとり親世帯の約7割が年収300万円未満であり、その雇用形態は、常勤（正社員）が33.4%、パート・アルバイトが26.9%となっています（図表1、図表2）。

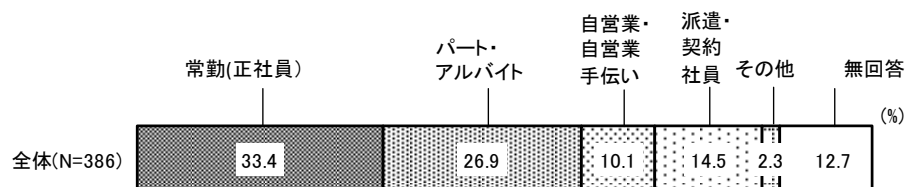
また、生活保護世帯を見てみると、「その他の世帯（傷病・障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯を除く世帯）」においても単身者世帯の割合が77%と高くなっています（図表3）。

図表1 ひとり親家庭の母または父の年収（中央区：全体）



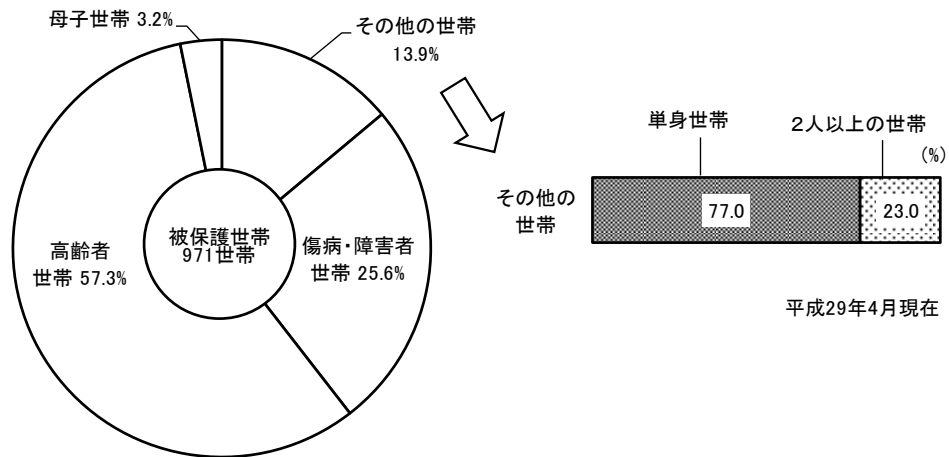
資料：「中央区ひとり親家庭実態調査」（平成25年）

図表2 ひとり親家庭の母または父の雇用形態（中央区：全体）



資料：「中央区ひとり親家庭実態調査」（平成25年）

図表3 世帯類型別に見た保護世帯の割合（中央区）



■取り組むべき課題

ひとり親世帯や単身世帯など、生活や経済上困難な状況を抱えている家庭については、就労し、自立できるように支援するとともに、ひとり親世帯においては、安心して子育てができ、子どもが健やかに育まれるようきめ細かい生活支援を行う必要があります。

■施策の方向

家庭の状況に応じて安心して生活できるよう、相談機能の充実を図るとともに、資金の貸付やホームヘルプサービス、子どもへの学習支援など、きめ細かい支援を行います。また、経済的に自立できるように、関係機関とも連携し、職業能力の向上や就労活動に関する支援を行います。

■施策

3-4-(1) 家庭の状況に応じたきめ細かい生活支援		
安心して生活できるように、家庭の状況に応じたきめ細かい支援を行います。	進捗管理事業	所管課
	相談事業の充実	総務課、子育て支援課
	女性福祉資金・母子及び父子福祉資金貸付	子育て支援課
	ひとり親家庭ホームヘルプサービスの実施	子育て支援課
	ひとり親家庭などの子どもの学習支援	子育て支援課
	生活困窮家庭の子どもの学習支援	生活支援課
	母子生活支援施設の入所	子育て支援課
	区立ひとり親世帯住宅	住宅課
3-4-(2) 経済的自立に向けた就労支援		
経済的に自立できるように、職業能力の向上や就労活動に関する支援を行います。	進捗管理事業	所管課
	就労支援講座の充実（再掲）	総務課
	就労相談会の充実（再掲）	総務課
	母子自立支援プログラムの実施	子育て支援課
	自立支援給付金の支給	子育て支援課
	職業相談・就職ミニ面接会の実施（再掲）	商工観光課

基本目標 4

さまざまな場への男女共同参画の促進

男女共同参画社会を実現するためには、固定的な性別役割分担意識や役割の偏重を解消し、すべての区民が、家庭はもとより、学校、職場、地域などあらゆる場面に参画し、意思決定の場に女性・男性双方の意見を反映していくことが重要です。

とりわけ区の政策・方針決定過程において女性の参画が進むことは、多様な価値観や発想を政策に取り入れることができ、区が活力を維持し続け、成長していくために重要な取組といえます。

また、男女とも豊かで生活しやすい地域社会を構築するためには、地域活動への参画など区民が身近な場で活躍できる機会を一層拡大していくことが大切です。

さらに、地域の防災対策についても、過去の災害の教訓を踏まえ、女性の参画を一層拡大し、女性・男性双方の視点を取り入れていくことが重要です。

そのため、「政策・方針決定過程における女性の参画促進」、「地域活動における男女共同参画の促進」、「男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の推進」に取り組むべき課題としました。

審議会などにおける女性委員の割合の変化（中央区）

(%)

	女性委員の割合
平成29年	26.6
平成24年	26.5
平成19年	26.0

（各年4月1日現在）

4-1 政策・方針決定過程における女性の参画促進

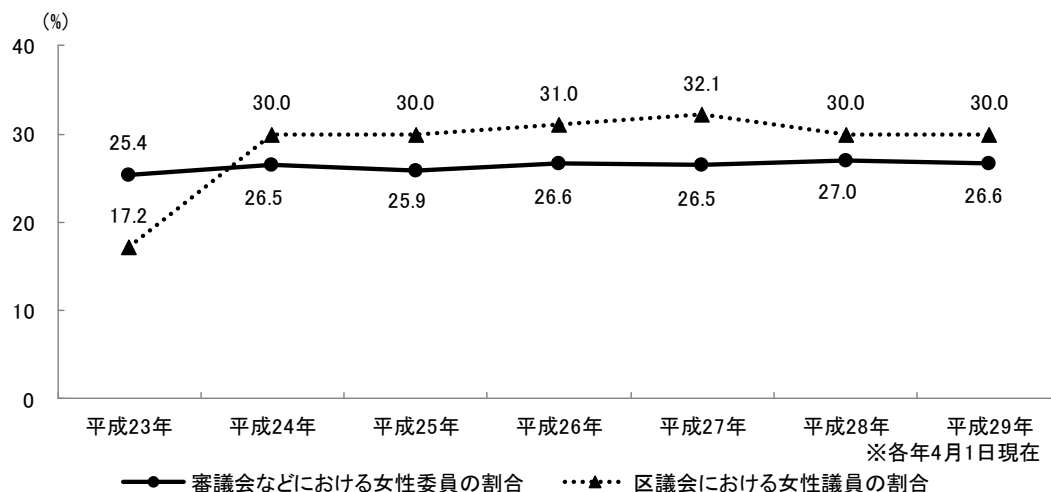
■現状

国は、「社会のあらゆる分野において2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度となるよう期待する」と目標を掲げています。これは、社会の多様性と活力を高め、わが国の経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要な目標です。

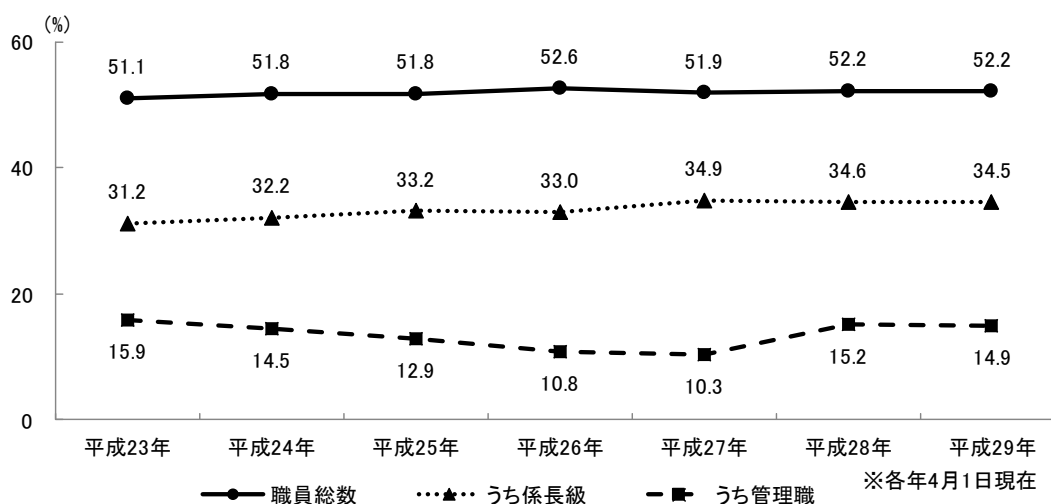
本区の区議会議員における女性の割合は30.0%、審議会など委員における女性の割合は26.6%（図表1）、区の管理職に占める女性の割合は14.9%となっています（図表2）。

区アンケートで、重要な企画や方針決定の際に女性の参画が少ない理由を尋ねたところ、「男性優位の組織運営」が全体で最も多く、次いで「家庭、職場、地域における性別による役割分担や性差別の意識」となっています（図表3）。

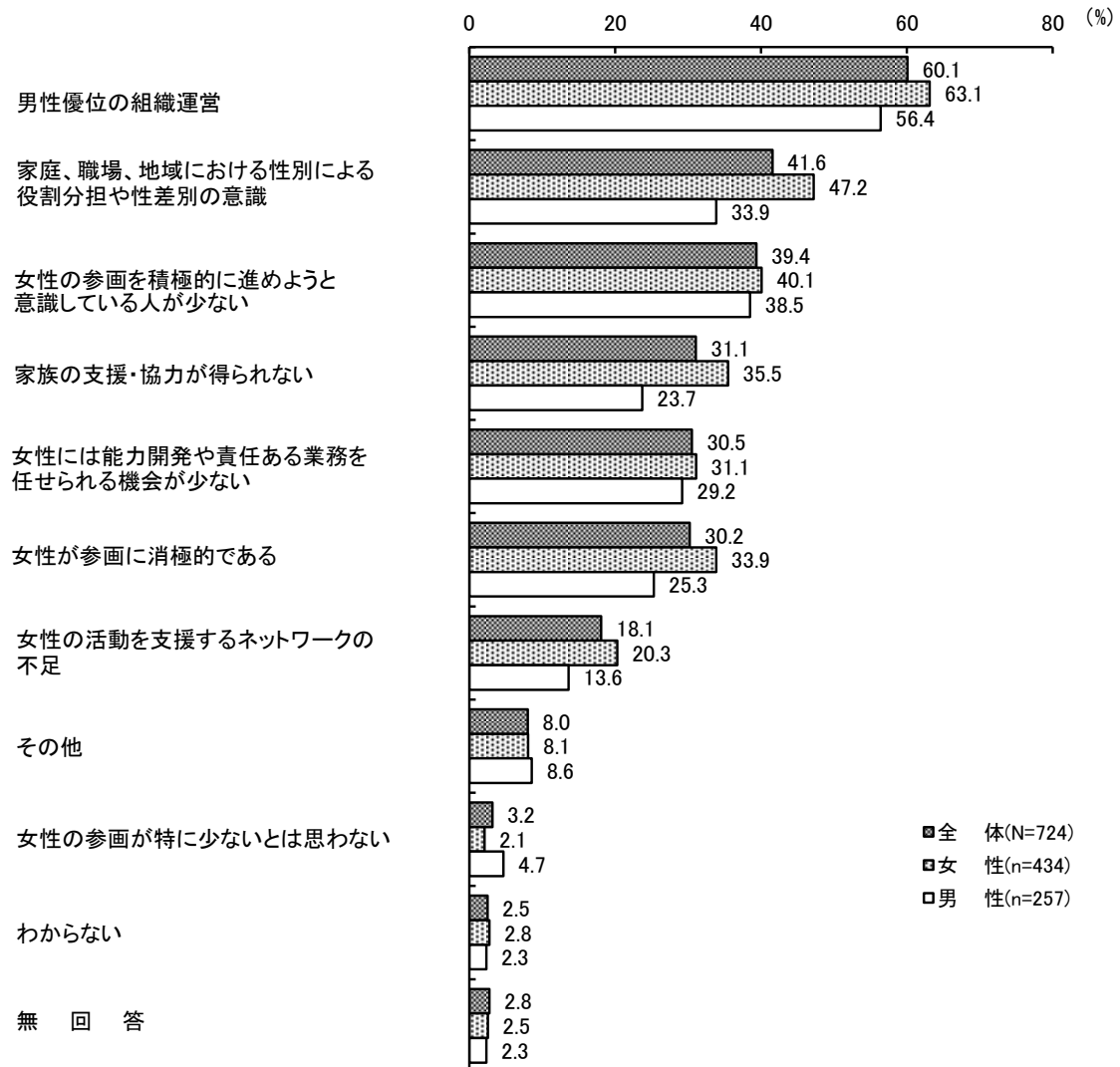
図表1 区議会、審議会などにおける女性割合の推移（中央区）



図表2 職層別女性職員の割合（中央区）



図表3 重要な企画や方針決定の際に女性の参画が少ない理由（全体、性別：複数回答）



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年）

■取り組むべき課題

活力ある社会を構築するためには、男女を問わず多様な人材を活用し、多角的な視点からの意見などを取り入れていくことが大切です。また、女性が社会の構成員の半数を占める中、政策・方針決定過程における女性の参画をさらに推進することが求められます。特に、女性の参画が少ない分野では、積極的に女性の参画を促進する必要があります。

また、広報・広聴などの仕組みを活用し、区政に女性・男性双方の意見を反映していくことが大切です。

区においては、女性職員がこれまで以上に能力や持ち味を生かし、一層活躍できる環境を整備することが求められます。

■施策の方向

区の審議会などにおける女性の参画の拡大を進め、男女の意見を施策に反映する機会の充実を図ります。また、区の女性職員が能力を発揮し、管理監督職をはじめ、さまざまな分野で活躍することを支援します。

■施策

4-1-(1) 審議会など委員への女性の参画拡大		
区の政策・方針決定過程における男女共同参画を進めます。特に、女性委員が少ない審議会などにおける女性の参画比率の向上に努めます。	進捗管理事業	所管課
	審議会など委員への女性参画比率の向上	全庁
4-1-(2) 区民の意見反映の機会の充実		
男女双方の意見を区政に反映する機会の充実を図ります。	進捗管理事業	所管課
	パブリックコメントによる意見の反映	全庁
	事業協力スタッフの参画	総務課
4-1-(3) 管理監督職への女性の登用と女性活躍の推進		
女性の管理監督職を育成し、区の政策・方針決定過程における男女共同参画を進めるとともに、女性が活躍できる環境を整備します。	進捗管理事業	所管課
	女性職員の管理監督職昇任への勧奨と環境整備	全庁・職員課
	キャリア形成や能力開発のための研修などの充実	全庁・職員課
	家事・育児や介護をしながら活躍できる職場環境の整備	全庁・職員課

4-2 地域活動における男女共同参画の促進

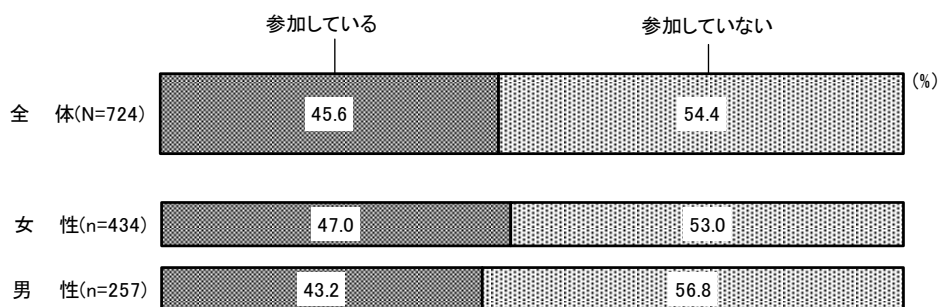
■現状

本区は、下町ならではの人情や連帯感により温かな地域コミュニティが形成されてきました。しかし、近年の若い世代における共働き世帯の増加や価値観の多様化などから、地域活動への関わり方の変化や担い手不足など新たな課題も生じています。誰もが豊かで安心して生活できる地域社会を構築していくためには、働いている、いないにかかわらず、地域に住み働くすべての人が地域活動に参画し、地域ぐるみで活性化を図ることが重要です。

区アンケートによれば、地域活動に参加している人は45.6%、参加していない人は54.4%となっています（図表1）。地域活動に参加していない理由は、「時間的余裕がないから」が最も多く、次いで、「どのような活動があるのかわからないから」、「参加方法がわからない、きっかけがないから」となっています。居住歴3年未満の人では、全体と比べ「どのような活動があるのかわからないから」が17.1ポイント、「参加方法がわからない、きっかけがないから」が11.0ポイント高くなっています（図表2）。

今後の参加意向については、「趣味・生涯学習・スポーツなどのサークル活動」、「地域交流・国際交流の活動」、「NPO、ボランティアなどの市民活動」などで高くなっています（図表3）。

図表1 地域活動への参加状況（全体、性別）



※活動に「参加している」と1つ以上回答した人を「参加している」、1つも回答なかった人を「参加していない」とした。

資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年）

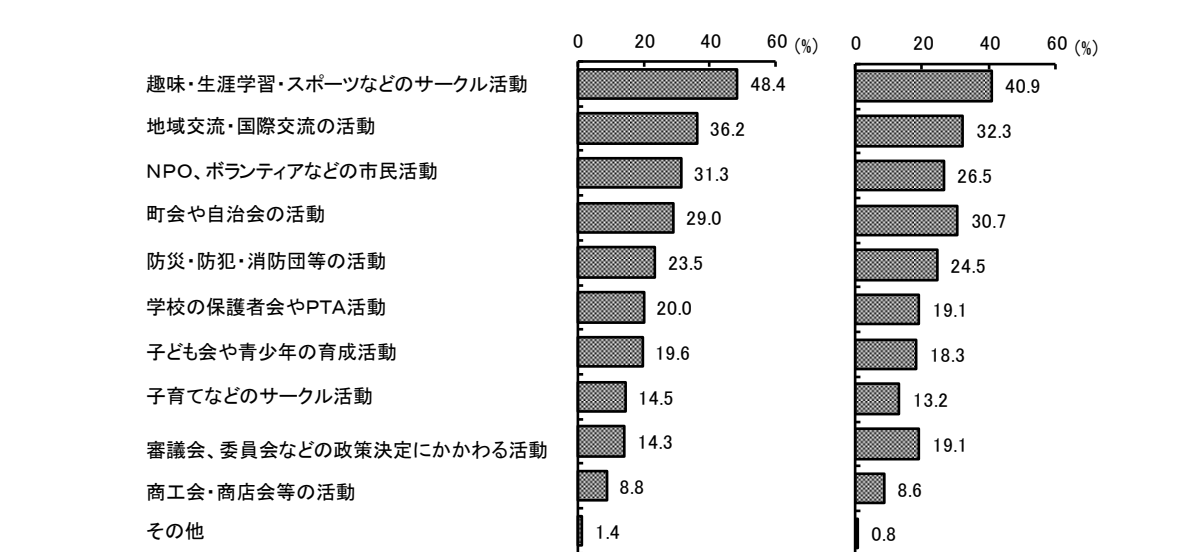
(%)

			から 時間的 余裕が ない	ある のよう な活 動が ない から	参加 方法 がわ か ら ない か ら	人 間 関 係 が わ ず ら い か ら	参 加 し た い 活 動 が な い か ら	関 心 が な い か ら	健 康 に 不 安 が あ る か ら	経 済 的 余 裕 が な い か ら
全 体 (n=394)			51.5	33.5	29.2	21.8	16.5	14.2	10.2	9.6
性 別	女 性 (n=230)		53.0	36.1	33.0	20.4	13.0	10.4	9.6	7.8
	男 性 (n=146)		50.7	28.1	24.0	24.0	24.0	19.9	11.6	13.7
居 住 歴 別	3 年 未 満 (n=87)		52.9	50.6	40.2	17.2	20.7	14.9	4.6	11.5
	3 年 以 上 ～ 6 年 未 満 (n=70)		58.6	30.0	25.7	27.1	17.1	12.9	4.3	11.4
	6 年 以 上 ～ 1 0 年 未 満 (n=45)		53.3	33.3	33.3	20.0	15.6	15.6	8.9	4.4
	1 0 年 以 上 ～ 1 5 年 未 満 (n=49)		51.0	26.5	30.6	20.4	20.4	16.3	6.1	4.1
	1 5 年 以 上 ～ 2 0 年 未 満 (n=28)		64.3	35.7	35.7	21.4	7.1	7.1	3.6	3.6
	2 0 年 以 上 (n=71)		45.1	22.5	14.1	23.9	12.7	12.7	25.4	15.5
	生 ま れ て か ら ず っ と (n=37)		40.5	27.0	27.0	21.6	16.2	16.2	18.9	10.8

			子どもや高齢者が いるかどうか	家族の協力、 理解が得られないか	その他	無回答	(%)
全 体 (n=394)			7.9	0.3	9.1	9.1	
性 別	女 性 (n=230)		10.9	0.0	10.4	7.4	
	男 性 (n=146)		4.1	0.7	6.8	11.0	
居 住 歴 別	3 年 未 満 (n=87)		8.0	0.0	10.3	3.4	
	3 年 以 上 ～ 6 年 未 満 (n=70)		10.0	0.0	8.6	10.0	
	6 年 以 上 ～ 1 0 年 未 満 (n=45)		11.1	2.2	8.9	6.7	
	1 0 年 以 上 ～ 1 5 年 未 満 (n=49)		2.0	0.0	6.1	8.2	
	1 5 年 以 上 ～ 2 0 年 未 満 (n=28)		7.1	0.0	14.3	3.6	
	2 0 年 以 上 (n=71)		8.5	0.0	11.3	12.7	
	生 ま れ て か ら ず っ と (n=37)		8.1	0.0	2.7	18.9	

2011 10 10 10:00:00

	女 性(n=434)	男 性(n=257)
年龄		
<60岁	198(45.6%)	103(40.1%)
≥60岁	236(54.4%)	154(59.9%)
文化程度		
小学及以下	101(23.3%)	56(21.8%)
初中	142(32.5%)	76(29.6%)
高中	100(23.0%)	56(21.8%)
大专及以上	191(43.7%)	169(65.8%)
职业		
农民	101(23.3%)	56(21.8%)
工人	142(32.5%)	76(29.6%)
干部	100(23.0%)	56(21.8%)
专业技术人员	191(43.7%)	169(65.8%)
婚姻状况		
已婚	389(89.6%)	233(91.1%)
未婚	45(10.4%)	24(9.3%)
是否吸烟		
是	101(23.3%)	56(21.8%)
否	333(76.7%)	201(78.2%)
是否饮酒		
是	101(23.3%)	56(21.8%)
否	333(76.7%)	201(78.2%)
是否运动		
是	101(23.3%)	56(21.8%)
否	333(76.7%)	201(78.2%)
是否肥胖		
是	101(23.3%)	56(21.8%)
否	333(76.7%)	201(78.2%)
是否患高血压		
是	101(23.3%)	56(21.8%)
否	333(76.7%)	201(78.2%)
是否患糖尿病		
是	101(23.3%)	56(21.8%)
否	333(76.7%)	201(78.2%)
是否患冠心病		
是	101(23.3%)	56(21.8%)
否	333(76.7%)	201(78.2%)
是否患脑卒中		
是	101(23.3%)	56(21.8%)
否	333(76.7%)	201(78.2%)
是否患恶性肿瘤		
是	101(23.3%)	56(21.8%)
否	333(76.7%)	201(78.2%)



DATA: *Psychological Distance* = 1 (very close), 2 (close), 3 (somewhat close), 4 (somewhat distant), 5 (distant), 6 (very distant).

■取り組むべき課題

区民が知識や経験を生かして地域のさまざまな活動に参画するとともに、育まれてきた文化を大切にしつつ、新しく住まわれた人も本区に愛着を持ち、企業や在勤者、ボランティアなど多様な主体との協働により、暮らしやすいまちづくりへの取組を支援する必要があります。

そのためには、地域活動に取り組む団体などを支援するとともに、それらの活動を広く紹介するなど、男女がともに地域活動に参加するきっかけづくりを行う必要があります。

■施策の方向

団体などに対し、活動の場を提供するとともに、学習・交流機会の拡大を図ります。また、区民に地域活動に関する情報を提供し、地域活動へ参加するきっかけづくりを支援します。

■施策

4-2-1 地域活動の場の提供と活動支援		
地域で活動する団体などに対し、活動の場の提供や自主的な学習活動を支援します。	進捗管理事業	所管課
	男女共同参画団体の活動への助成	総務課
	協働ステーション中央の運営	地域振興課
	社会教育関係団体への講師派遣	文化・生涯学習課
	シニアセンター（生きがい活動支援室）の提供	高齢者福祉課
4-2-2 地域活動のきっかけづくり		
地域活動に参加するきっかけづくりのため、情報提供や研修の充実を図ります。	進捗管理事業	所管課
	男女共同参画リーダー研修の実施	総務課
	地域活動リーダーの養成	文化・生涯学習課
	高齢者クラブなどの活性化	高齢者福祉課
	高齢者の交流サロン（通いの場）の支援	高齢者福祉課
	ボランティア活動の普及啓発・支援	社会福祉協議会

4-3 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の推進

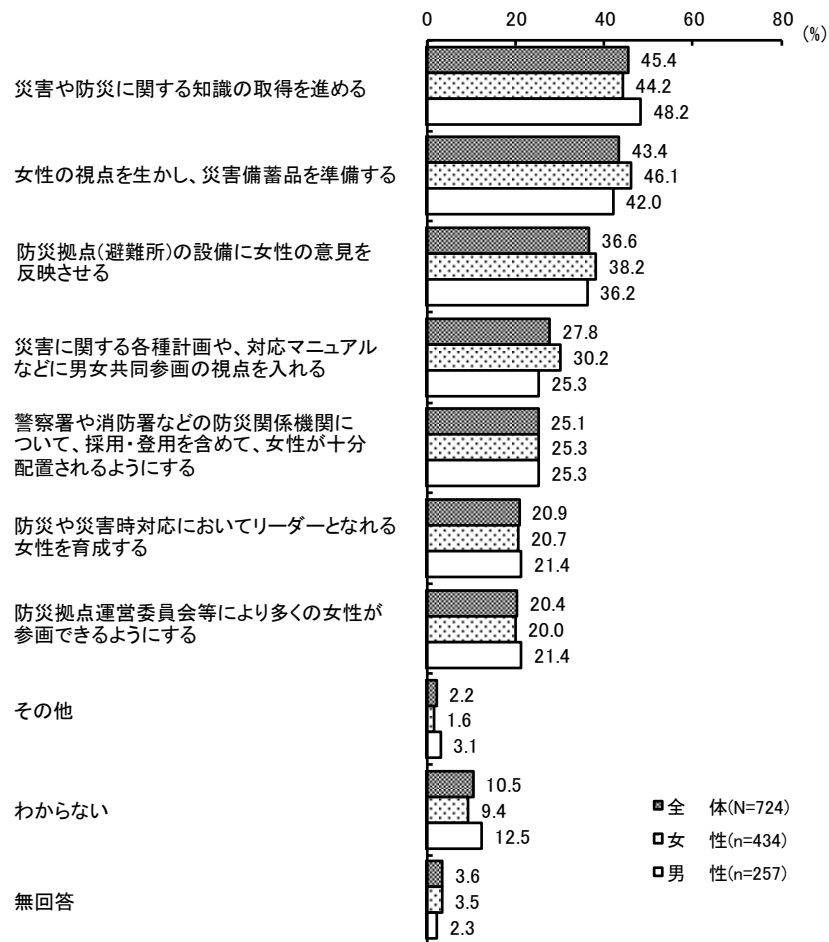
■現状

過去の災害時には、防災や復興の分野において男女共同参画の視点が不十分だったために、男女別のニーズに応じた対応ができないなどの状況も発生しました。

本区では、防災に関する政策・方針決定過程における女性の参画を拡大するため、中央区防災会議の委員に女性を登用し、さまざまな意見を反映しています。また、防災区民組織や防災拠点運営委員会のメンバーとして、より多くの女性の参画を促し、男女共同参画の視点を取り入れた防災意識の向上と女性への配慮を働きかけるとともに、必要な備蓄品や資器材を配備しています。

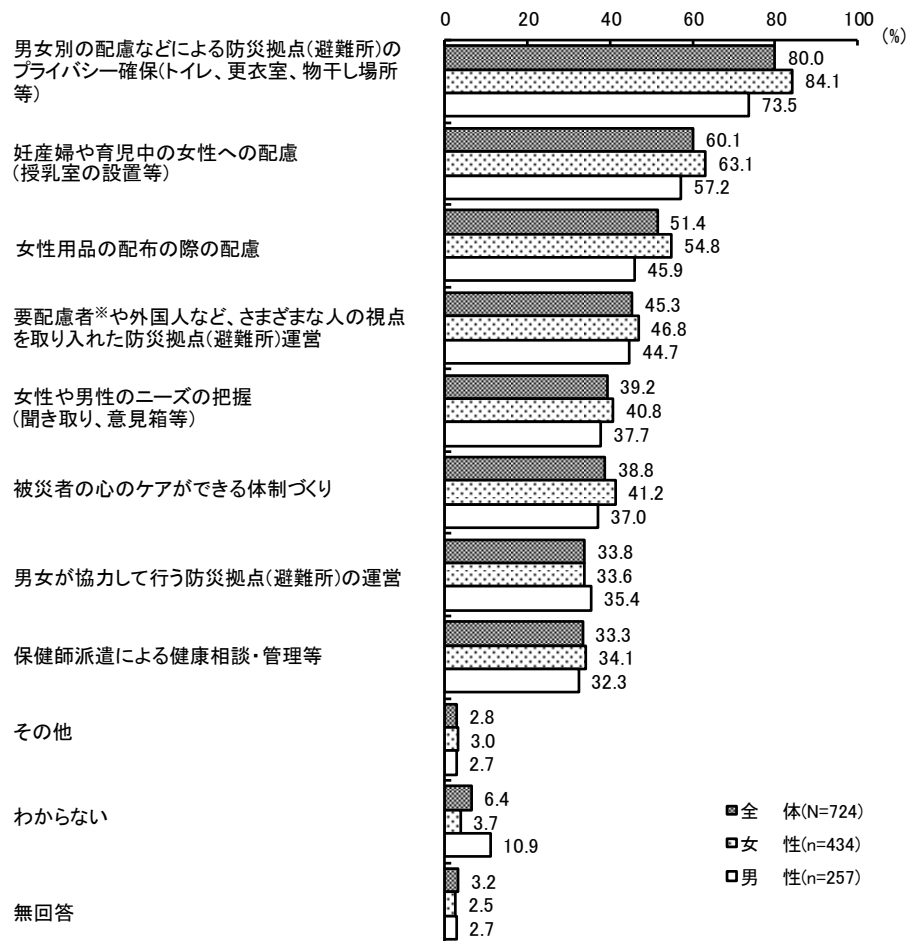
区アンケートによると、地域の防災対策において重要なことは、「災害や防災に関する知識の取得を進める」が全体で最も多く、次いで「女性の視点を生かし、災害備蓄品を準備する」、「防災拠点（避難所）の設備に女性の意見を反映させる」となっています（図表1）。また、防災拠点（避難所）の運営で男女共同参画の視点到配慮して取り組む必要があることは、「男女別の配慮などによる防災拠点（避難所）のプライバシー確保」、「妊産婦や育児中の女性への配慮（授乳室の設置等）」が多くなっています（図表2）。

図表1 地域の防災対策において重要なこと（全体、性別：複数回答）



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年）

図表2 防災拠点（避難所）の運営において男女共同参画の視点に配慮して
取り組む必要があること（全体、性別：複数回答）



※高齢者や障害者など災害時に特別な配慮が必要な人

資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年）

■取り組むべき課題

地域防災体制の強化、充実を図るためには、過去の震災の教訓などから男女共同参画の視点が欠かせないものとなっています。

このため、防災に関する政策・方針決定過程において、さらに女性の参画を拡大していく必要があります。

また、防災拠点（避難所）の開設・運営においては、男女のニーズの違いに配慮するとともに、特に、女性や子育て世帯にとって避難生活を少しでも安全・安心なものとし、被災時の肉体的・精神的負担を緩和することが重要です。

■施策の方向

防災対策における男女共同参画を引き続き推進していくとともに、町会や自治会などの地域の訓練への女性や子育て世帯の参加を推進します。また、女性の視点に配慮した防災拠点（避難所）の開設・運営を円滑に行うことができるように、防災拠点（避難所）運営委員会で活動・利用計画などの検証に取り組みます。

■施策

4－3－(1) 防災対策における女性の参画拡大		
地域防災に関する政策・方針決定過程からの女性の参画をさらに進めます。	進捗管理事業	所管課
	地域防災計画における女性の参画	危機管理課
	防災拠点運営委員会における男女共同参画の推進	防災課
4－3－(2) 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策		
平時からの備えとして、男女共同参画の視点を取り入れた防災組織づくり、物資および防災拠点（避難所）運営マニュアルの整備を進めます。	進捗管理事業	所管課
	防火防災女性の会の運営支援	防災課
	防災訓練への参加促進	防災課
	男女に配慮した物資の整備	防災課
	女性の視点などに配慮した防災拠点（避難所）運営マニュアルの整備	防災課

基本目標 5

男女共同参画の実現に向けた
人材育成と拠点施設の活用

男女共同参画社会の実現には、一人一人が仕事や生活などあらゆる場面で男女共同参画を推進していくとともに、地域全体にその理念を広げていくことが重要です。そこで、地域のさまざまな団体の取組への支援や担い手の育成を行い、地域における男女共同参画を推進する必要があります。

女性センター「ブーケ21」は、団体の自主的活動の場であるとともに、男女共同参画に関する事業や情報提供、女性相談を行うなど、男女共同参画を推進する上で重要な役割を果たす拠点です。今後も、女性センター「ブーケ21」のさらなる活用を図り、区民や事業所などに向けて、男女共同参画に関するさまざまな情報を発信していくとともに、団体間の活動をつなげていく役割を果たすことが求められています。

そのため、「地域の活動で中心的な役割を果たす女性の人材、グループ・団体の育成」、「女性センター「ブーケ21」のさらなる活用と近隣施設との連携」に取り組むべき課題としました。

女性センター「ブーケ21」の認知度の変化

(%)

	件数	日頃、頻繁に施設を利用している	たまに利用している、または利用したことがある	講演会、セミナー、中央区ブーケ祭りなどで訪れたことがある	利用したことはないが、活動内容は知っている	利用したことはなく、活動内容も知らないが、施設があることは知っている	施設があることを知らない	無回答
平成28年調査	N=724	0.1	3.0	3.2	11.3	34.3	43.4	4.7
平成24年調査	N=739	1.1	3.8	3.5	8.4	36.4	44.0	2.8
平成19年調査	N=778	0.3	2.6	3.0	8.7	34.3	49.4	1.8

資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年、平成24年、平成19年）

5-1 地域の活動で中心的な役割を果たす女性の人材、グループ・団体の育成

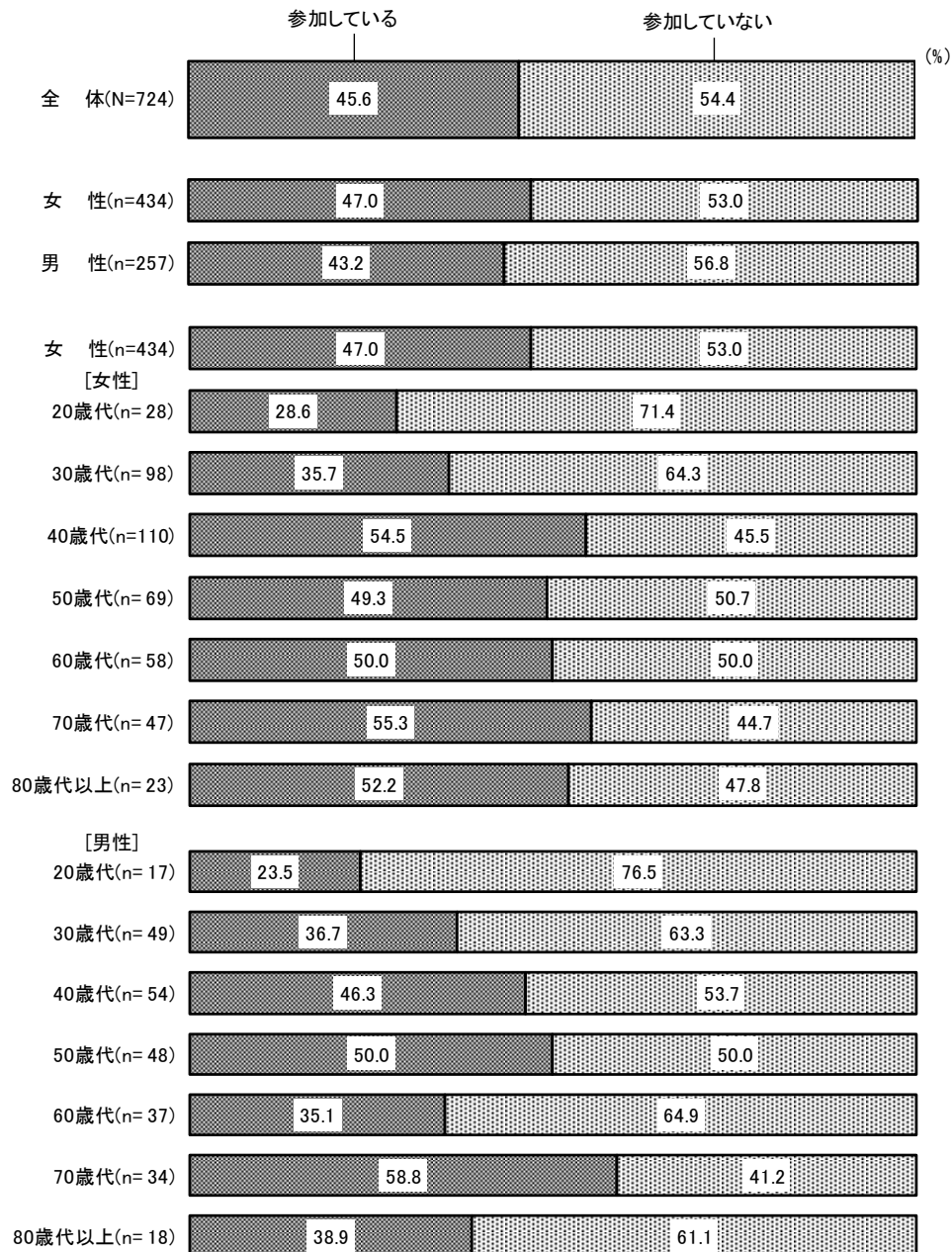
■現状

単身世帯の増加などの家族形態の変化や人々のライフスタイルの多様化などに伴い、区民と地域とのつながりが希薄化していく中、地域社会の活力を高めていくためには、より多くの多様な人材が地域活動に参加していくことが必要です。

区アンケートによれば、地域活動に参加している人は45.6%、参加していない人は54.4%となっています（図表1）。女性は、男性と比べて地域活動への参加率が高く、サークル活動をはじめ、PTA、町会・自治会などさまざまな活動に参加しており、特に40歳代から80歳代では5割程度の参加率であり、積極的に地域社会に関わっています（図表1、図表2）。

しかし、地域における方針決定過程への参画は、大半が男性となっており、町会・自治会長に占める女性の割合は、平成24年が6.9%、平成29年は9.1%となっています（図表3）。活力ある地域社会を実現するため、今後も女性がリーダーとして活躍できるよう支援する必要があります。

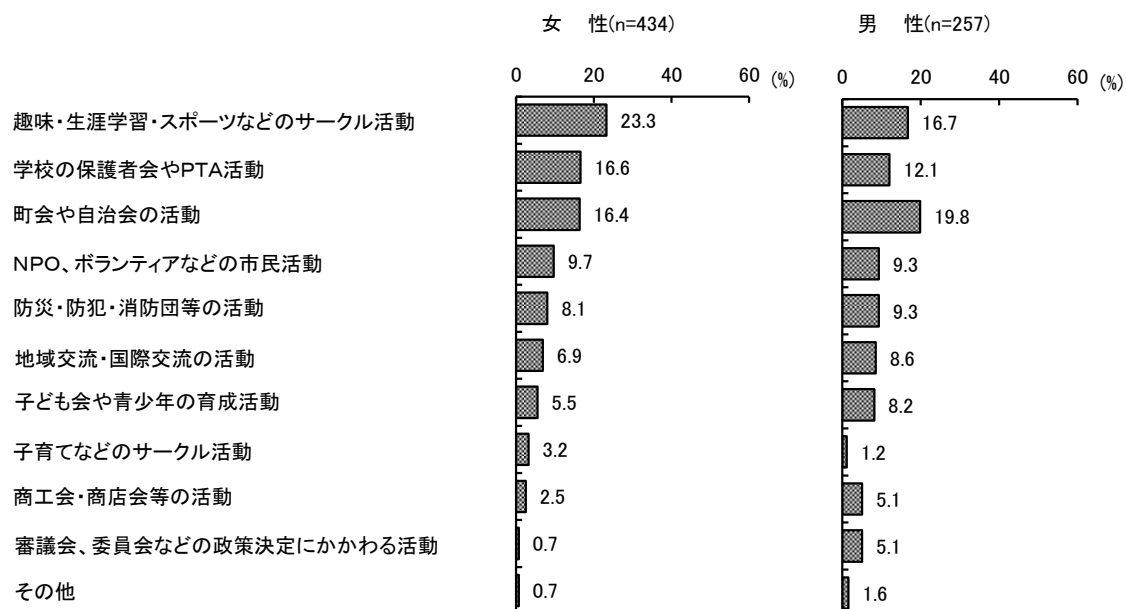
図表 1 地域活動への参加状況（全体、性別、性・年代別）



※活動に「参加している」と1つ以上回答した人を「参加している」、1つも回答なかった人を「参加していない」とした。

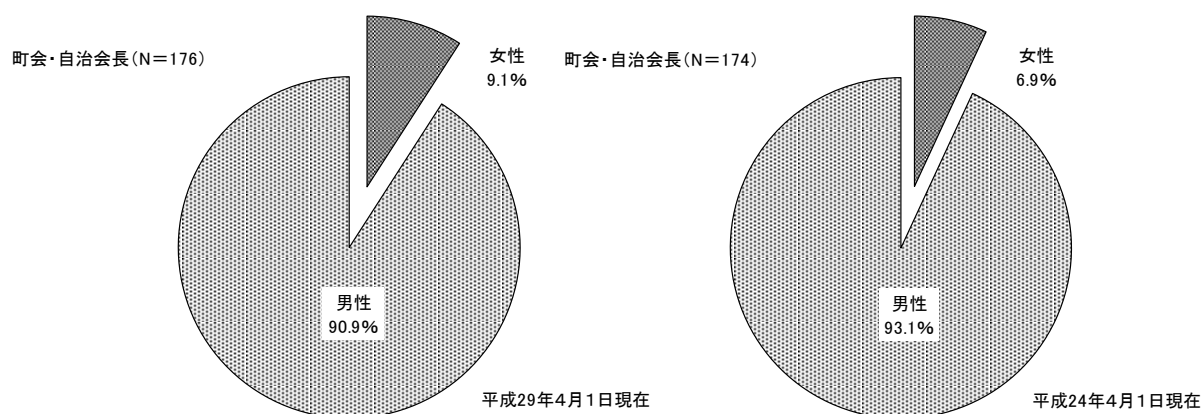
資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年）

図表2 地域活動への参加状況（性別：複数回答）【参加状況順】



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年）

図表3 町会・自治会の会長に占める女性の割合（中央区）



■取り組むべき課題

地域活動への参加意欲のある女性などが積極的に地域活動へ参加し、方針決定過程においても中心的な役割を果たせるように、女性の人材やグループ・団体の育成を図り、リーダーとして活躍できるよう支援する必要があります。

■施策の方向

地域活動でリーダーシップを発揮できる女性の人材育成を図ります。また、女性センター「ブーケ21」が女性団体などの活動拠点として利用され、さまざまな団体が交流できるように支援します。

■施策

5-1-1 地域活動における女性リーダーの育成		
地域のさまざまな場面で活躍するリーダーの育成を図ります。	進捗管理事業	所管課
	男女共同参画リーダー研修の実施（再掲）	総務課
5-1-2 女性センター「ブーケ21」利用団体に対する支援		
女性センター「ブーケ21」を拠点として、地域で活動する団体を支援します。	進捗管理事業	所管課
	集会施設利用時の託児室利用	総務課
	団体活動紹介ブースの設置	総務課
	男女共同参画団体の活動への助成（再掲）	総務課
	交流・発表の場の提供（中央区ブーケ祭り、ロビーコンサートなど）	総務課

5-2 女性センター「ブーケ21」のさらなる活用と近隣施設との連携

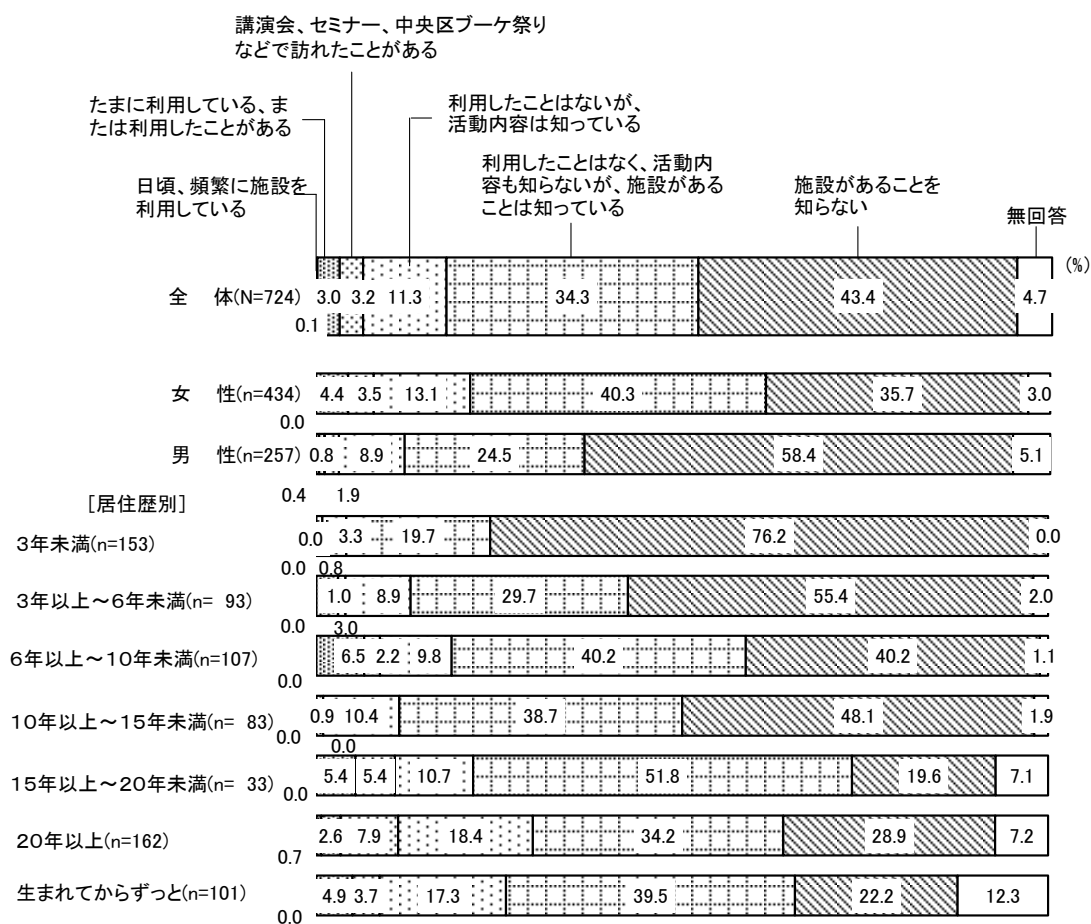
■現状

女性センター「ブーケ21」は、男女共同参画の推進を目指して活動する人を支援するため、平成5（1993）年に開設し、団体に対する活動支援をはじめ、女性相談、男女共同参画に関するさまざまな事業を行ってきました。

区アンケートによれば、女性センター「ブーケ21」について、施設があることを知っている人（＜利用層＞と＜認知・非利用層＞）は半数近くを占めています。施設があることを知らない人（＜非認知層＞）は、男性で6割近く、居住歴3年未満の人で7割台となっています（図表1）。この割合は、平成24年の調査とほとんど変化がありません。

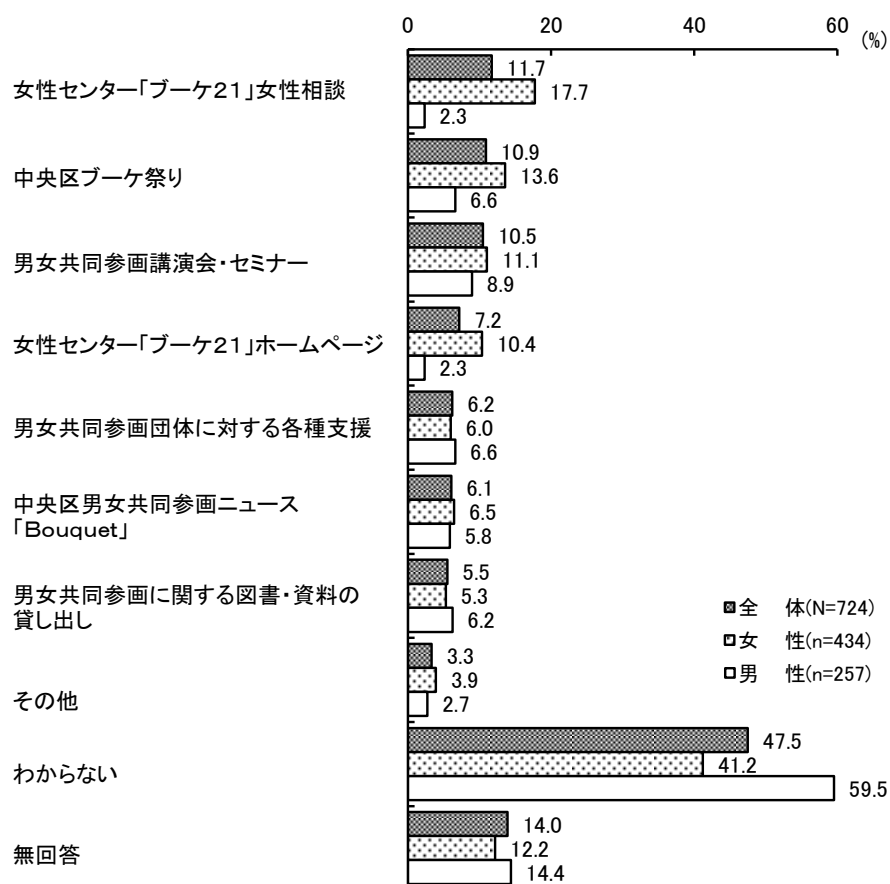
また、女性センター「ブーケ21」事業の利用意向では、「女性センター「ブーケ21」女性相談」が最も多く、次いで「中央区ブーケ祭り」、「男女共同参画講演会・セミナー」となっています（図表2）。

図表1 女性センター「ブーケ21」の認知度（全体、性別、居住歴別）



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年）

図表2 女性センター「ブーケ21」事業の利用意向（全体、性別：複数回答）



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年）

■取り組むべき課題

男女共同参画社会づくりの拠点として、区民へ男女共同参画に関する情報を積極的に発信し、女性センター「ブーケ21」の利用促進を図ることが必要です。

男女共同参画社会の実現には、男性の理解も欠かせないことから、男性に対しても、また地域のさまざまな団体に対しても女性センター「ブーケ21」の利用を積極的に働きかけ、意識啓発を図っていく必要があります。

さらに、「桜川ふれあいパーク（仮称）」に整備される「本の森ちゅうおう（仮称）」、「桜川敬老館等複合施設」などを拠点として活動する団体や区民との連携事業の実施について検討していく必要があります。

■施策の方向

男女共同参画社会づくりの拠点として、すべての区民から利用される施設としていくために、女性センター「ブーケ21」の事業を充実し、活用を図ります。

■施策

5-2-(1) 男女ともに利用される女性センター「ブーケ21」		
男女共同参画社会の実現に向けた男女別のニーズに応え、女性センター「ブーケ21」のさらなる活用を図ります。	進捗管理事業	所管課
	中央区ブーケ祭りの充実	総務課
	女性相談の充実（再掲）	総務課
	男性に対する男女共同参画講座などの充実（再掲）	総務課
	研修室などの利用促進	総務課
5-2-(2) 近隣施設との連携		
「桜川ふれあいパーク（仮称）」に整備される施設を拠点として活動する団体や区民との連携事業の検討を行います。	進捗管理事業	所管課
	連携事業の検討	総務課

Ⅲ 計画の推進に向けて

Ⅲ 計画の推進に向けて

1 計画推進体制の充実

男女共同参画社会の実現のためには、あらゆる施策や事業に男女共同参画の考え方が反映される必要があります。本計画を着実に推進していくため、施策の進捗状況の把握と適切な進行管理に努めます。

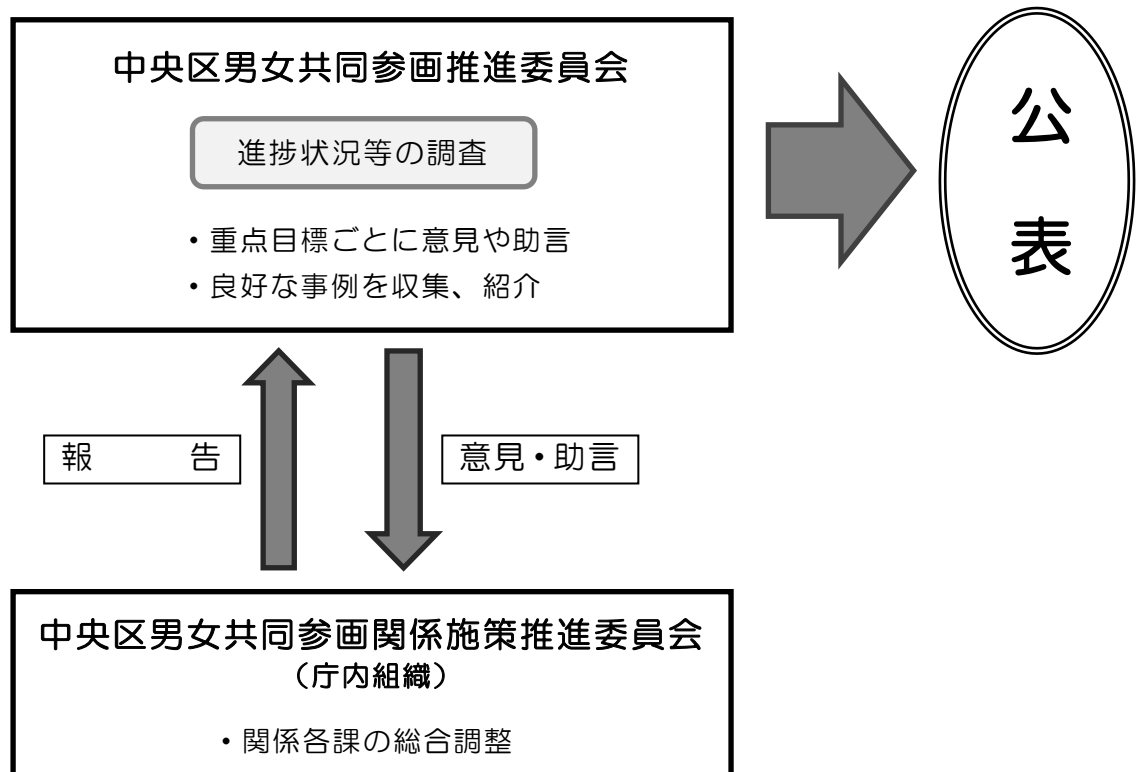
（１）男女共同参画推進委員会の役割

公募区民や学識経験者、区内関係団体代表などで構成する男女共同参画推進委員会は、男女共同参画の視点から可能な限り男女別データなどを活用し、本計画に基づく施策や事業の取り組み状況を確認して、区に対して意見や助言を行います。

また、取組の中で良好な事例などを収集、紹介することによって、他の事業などにも反映させます。

（２）男女共同参画関係施策推進委員会の役割

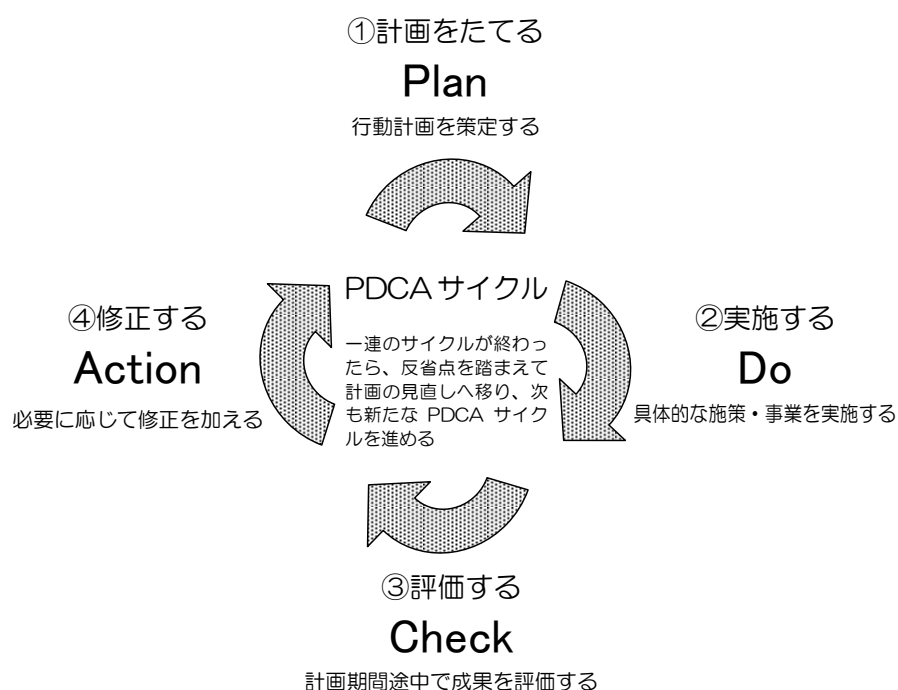
男女共同参画関係施策推進委員会・同幹事会では、区の男女共同参画施策の総合的な推進を図るため、関係各課の総合調整を行います。



(3) 計画の進行管理

本計画を着実に推進していくため、施策の進捗状況の把握と適切な進行管理を行います。本計画（Plan）に基づき、事業を実施（Do）し、進捗状況を把握・点検し、評価を行い（Check）、結果の公表と必要な修正をしていく（Action）、いわゆる PDCA サイクルを繰り返しながら、効果的に実施していきます。

なお、進捗状況調査の結果は、区民に対し公表していきます。



2 区民、NPO などや事業所との協働による計画の推進

(1) 区民、団体、NPO などとの協働

本計画の進捗状況の管理と関連施策に対する意見や助言を行っていく男女共同参画推進委員会は公募区民や区内関係団体代表が委員となっており、区民の視点を十分に取り入れていくことができます。

また、本計画の進捗状況の公表や、事業協力スタッフの参画による男女共同参画情報誌や講演会・講座の企画運営を実施するなど、あらゆる手法での区民参画の機会拡大と、関係団体、NPO、ボランティア団体などとの協働を図っていきます。

（２）事業所の取組促進

平成 19（2007）年に施行された改正男女雇用機会均等法では、性別を理由とする差別の禁止、婚姻、妊娠・出産などを理由とする解雇その他不利益取り扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置などが定められました。また、平成 28（2016）年に改正された男女雇用機会均等法、育児・介護休業法では、妊娠・出産などに関する上司や同僚からの嫌がらせの防止措置を講ずることが新たに定められました。

女性も男性も、性別に関わりなく、自らの個性と能力を発揮し、ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、事業所が差別のない職場づくり、働き方の見直し、女性管理職の積極的な登用などに取り組むことが大変重要です。

そのため、区では事業所の男女共同参画推進に向けた取組を促す啓発・情報提供や各種支援を行い、事業所に強く働き掛けていきます。

３ 区職員に対する男女共同参画の理解徹底

本区において、男女共同参画社会を実現していくためには、区民に直接接する区職員一人一人が男女共同参画に関する意識を高め、実践していくとともに、区組織における男女共同参画を推進していく必要があります。

国は、地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画拡大について、各地方公共団体の実情に即し、主体的に数値目標を設定するなど積極的に取組を推進するよう要請するとともに、将来指導的地位を担うことが期待される人材を確保することを求めています。

区職員が男女共同参画の理解を深め、区民にとっての模範となっていくよう啓発・研修に努めるとともに、管理監督職への昇任意欲を持つ女性職員を増やし、本区の政策・方針決定過程への女性の参画を推進していきます。

４ 国、東京都との連携

企業に対する雇用・労働条件に関する男女格差解消への働き掛けや、女性の再就職に関わる支援、配偶者等からの暴力などの被害者の広域的な保護支援ネットワークの整備など、区独自には解決できない諸課題の解決に向けて、国や東京都に対し、法整備や各種制度の拡充などを積極的に要望していくとともに、他自治体や各関係機関と密接な情報交換や協力・連携を行っていきます。